

平成20年度

石綿廃棄物無害化処理認定及び技術検討業務

報 告 書

～産業廃棄物処理業許可申請者等の経理的基礎の審査に係る留意事項等の検討～

平成21年3月

廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

目 次

I. 用語の定義 -----	1
II. はじめに -----	2
III. 業務概要 -----	3
III-1 業務内容 -----	3
III-2 業務実施期間 -----	3
III-3 委員会構成 -----	4
III-4 委員会開催日程 -----	4
III-5 委員会設置要項 -----	5
IV. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可における経理的基礎の有無に係る審査のあり方の 検討結果について（本委員会における結論） -----	6
V. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可における経理的基礎の背景と 検討方向 -----	2 5
V-1 経理的基礎の明確化要望の背景 -----	2 5
V-2 類似の行政訴訟例の整理 -----	2 6
V-3 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可に係る整理について -----	3 6
V-4 自治体における産業廃棄物処理業及び 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きの 公表状況について（処分業の新規許可を主として） -----	4 2
V-5 登記簿謄本及び新会社法の整理 -----	5 1
参考資料集 -----	5 5

I. 用語の定義

本報告書は文章が煩雑になるのを避けるため、あらかじめ用語を定義して、本文中では略称を用いて表記した。

No.	名称	本文中の表記名称
1	廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会	経理的基礎検討委員会
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	法
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	施行規則
4	平成12年9月29日付け衛生第79号厚生省産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物処理業等及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可業務の取扱いについて」	12年許可事務通知
5	平成12年9月29日付け衛生第79号厚生省産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物処理業等及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可業務の取扱いについて」(平成18年一部改正)	現行許可事務通知
6	平成13年5月15日付け環産第260号「行政処分の指針について(通知)」	旧行政処分指針通知
7	平成17年8月12日付け環産発第050823003号「行政処分の指針について(通知)」	行政処分指針通知
8	千葉県内を予定地とする産業廃棄物最終処分場設置者の経理的基礎の有無に係る許可権者の審査の適否が争われた裁判における平成19年8月21日付け千葉地方裁判所判決	平成19年8月21日 千葉地裁判決

II. はじめに

現在、法では産業廃棄物処理業（本報告書では文が煩雑になるのを避けるため、特別管理産業廃棄物処理業を含めてこの表現を用いており、条文を示す際にも産業廃棄物処理業に係る条文のみを示している。「産業廃棄物処分業」についても同様。）及び産業廃棄物処理施設設置の許可基準の1つとして「申請者の能力に係る基準」が設けられており、さらに施行規則において具体的な基準が「産業廃棄物の処分等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」等と規定されている。また、この経理的基礎の有無に関する基準の審査に係る留意事項等については現行許可事務通知で示されているほか、平成17年8月12日付け環産第050812003号環境省産業廃棄物課長通知において経理的基礎に関して許可の取消に相当する状態が数件例示されている。

一方、千葉県知事が平成13年3月1日付けで株式会社エコテックに対して行った法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置の許可の取消を求めて住民らが提訴した裁判において、平成19年8月21日、千葉地方裁判所は、申請者の経理的基礎については法の要求する程度を満たしていないとの理由から当該許可を取り消す旨の判決を下した。この判決を受けて、千葉県をはじめとする複数の自治体から環境省に対して、経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にするよう要望がなされたところである。

このことから、平成20年7月、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は環境省から委託を受けて学識経験者等からなる検討会を設置し、法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請、特に高額な初期投資を伴う産業廃棄物処理施設設置及び処分業許可申請における経理的基礎に係る審査のあり方等について検討を行うこととなった。

なお、当該検討会では、上記のことに併せ、石綿廃棄物の無害化処理認定制度に係る申請者の経理的基礎の有無の判断に当たっての環境省への助言、日本環境安全事業株式会社がPCB処理事業を的確かつ継続的に行うに足りる経理的基礎を確保するための方策等に関する検討及び助言等を行うこととなった。

本報告書は、これらの検討課題のうち、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る経理的基礎の審査のあり方について、とりまとめたものである。

Ⅲ. 業務概要

Ⅲ－１ 業務内容

「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」の行う検討内容は、以下の３点である。

(１) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請者の経理的基礎の審査に係る留意事項等に関する事項

○千葉県内を予定地とする産業廃棄物最終処分場設置者の経理的基礎の有無に係る許可権者の審査の適否が争われた裁判における平成１９年８月２１日千葉地裁判決に対する本委員会の見解をとりまとめる。

○法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請、特に高額な初期投資を伴う産業廃棄物処理施設設置及び処分業許可の申請者の経理的基礎の有無に係る審査のあり方について検討を行うとともに、審査に必要な添付書類の見直しを検討し、結果をとりまとめる。

(２) 石綿廃棄物無害化処理認定申請に係る経理的基礎の審査に関する事項

環境省が行う石綿廃棄物無害化処理認定の審査において経理的基礎を有するか否かの判断が困難な事案に対し、当該委員会は専門的な立場から検討を行い、必要な助言を与える。

(３) 日本環境安全事業株式会社に係る経理的基礎等に関する事項

日本環境安全事業株式会社北九州事業所においては、平成２１年度から高圧トランスや高圧コンデンサ以外の PCB 廃棄物の処理を開始する予定であり、同社はその処理料金を設定することとしているが、具体的な処理料金の設定を含め、PCB 廃棄物の処理事業を的確かつ継続的に行うに足る経理的基礎を確保するために必要な収支改善策について委員会で検討を行い、とりまとめを行う。

本報告書は（１）に係る事項についての検討結果をとりまとめたものである。なお、（２）については本年度石綿廃棄物無害化処理認定に関する申請がなかった。また（３）については、別報告書としてとりまとめる。

Ⅲ－２ 業務実施期間

自 : 平成２０年 ７月 １５日

至 : 平成２１年 ３月 ３１日

Ⅲ－３ 委員会構成

委員会（五十音順）

委員長	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部 教授
委員	大仲 清	大仲事務所 公認会計士・税理士
委員	斉藤 崇	杏林大学総合政策学部 講師
委員	山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
※委員	風祭 英人	東京都環境局廃棄物対策部 副参事
※委員	村山 武彦	早稲田大学創造理工学部 教授

※ 風祭委員及び村山委員は、日本環境安全事業株式会社に関する議題にのみ審議に参加

※※ オブザーバ 仁井 正夫 (社)全国産業廃棄物連合会 専務理事

※※ オブザーバ 能條 靖雄 千葉県環境生活部廃棄物指導課 副主幹

※※オブザーバは、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に関する議題にのみ委員会に参加

事務局

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

Ⅲ－４ 委員会開催日程

第1回委員会	平成20年8月21日（木）10時～12時30分	駐健保会館 会議室（港区芝3-41-8）
第2回委員会	平成20年9月25日（木）10時～12時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第3回委員会	平成20年11月18日（火）14時～16時	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第4回委員会	平成21年2月3日（火）14時～16時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第5回委員会	平成21年2月26日（木）10時～12時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

※「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請者の経理的基礎の有無の審査に係る留意事項等に関する事項」に関しては、第1回から第5回の全ての委員会において審議され、「日本環境安全事業株式会社における処理料金の設定及び収支改善策について」に関しては、第1回、第2回及び第5回委員会において審議された。

Ⅲ－５ 委員会設置要綱

第1回委員会において、以下に示す委員会設置要綱が承認され、委員長が互選された。

「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」 設 置 要 綱

(目的)

第1条 経理的基礎検討委員会は、①産業廃棄物処理業許可申請者等の経理的基礎の審査に係る留意事項等の検討、②石綿廃棄物無害化処理認定申請者の経理的基礎に係る審査、並びに、③日本環境安全事業株式会社に係る経理的基礎等の審査に資することを目的とする。

(組織及び任期等)

第2条 委員会は、委員6名程度をもって組織するが、2名の委員は第1条③項にのみ係わるものとする。

2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員会に2名程度のオブザーバを置き、第1条①項に関し助言等を行う。

5 委員及びオブザーバの任期は承認日から平成21年3月末までとする。

(招集等)

第3条 委員長が、委員会を招集する。

2 委員長は、第1条に定める委員会の目的に応じて委員会を開催する。

3 委員長は、委員会に検討又は審査事項に応じて必要な利害関係者等に出席を要請し、発言等を求めることができる。

(委員会の公開等)

第4条 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

2 事務局を 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

付則 この要綱は、平成20年8月21日より施行する。

IV. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可における申請者の経理的基礎の有無に係る審査のあり方の検討結果について

本委員会の審議の結論を本章で述べる。なお、一部のオブザーバから、「現時点での決算で表される経営主体の体力がそれなりにあること。」と「申請事業に係る計画が経理的に見ても杜撰でないこと。」といった程度の審査であり、以下の記述はそれを大きく超えるものを求めているのではないかとの異論があった。

1. 検討の概要

- (1) 平成19年8月21日千葉地裁判決において、申請者のいわゆる簿外債務の存在、及び、施設設置予定地の抵当権抹消費用（いわゆる第三者債務）の経費への計上の必要性が指摘されたことから、この判決の評価を行うとともに必要な対応策について検討を行った。
- (2) 現行では、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請に係る経理的基礎の審査に当たって必要とされる添付書類を施行規則において規定し、また、現行許可事務通知において審査の留意事項等を示しているところであるが、相当額のイニシャルコスト及びランニングコストを要する産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可の審査における経理的基礎の有無の判断について、これまで示されてきた提出書類及び留意事項以外に必要なものがないか考察し、新たに追加すべきものについて検討を行った。

2. 平成19年8月21日千葉地裁判決について

(1) いわゆる簿外債務について

当該判決で指摘されている簿外債務については、施設設置許可後、新たに不動産登記簿に抵当権が登記されたことにより明らかになったものであり、許可審査当時は知り得なかった債務（土地の使用権原の取得に必要な債務）である。仮にこれを明らかにしようとする通常想定されるレベルを超えた膨大な行政コストをかける必要があり、ルーチンの審査においてこれを実践することは事実上困難である。

なお、不正な手段での許可取得は許可の取消事由となっている（法第14条の3の2第1項第3号及び第15条の3第1項第3号）ことから、債務の存在を秘匿して事業資金計画等を提出するなど不正な手段を講じて許可を取得した場合は当該許可を取り消さねばならないこととなっている。

(2) いわゆる第三者債務について

- ① 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、通常、建設予定地の所有権又は使用権を確保するための経費、施設自体の建設費、維持管理費等が必要となるが、平成19年8月21日千葉地裁判決において、当該事業計画には施設建設予定地に係る事業を的確かつ継続的に行う上で必要な担保権の抹消費用が見積もられておらず事業収支計画が適当でないこと（具体的には、不動産登記簿の「権利部乙区」に示された抵当権等の抹消のための費用の積み上げ額が不足し、事業の継続性が証明されないこと）及び許可権者による審査が不適切であったことが指摘されたところである。

- ② 現行許可事務通知の「第1 処分業の許可」「4. 経理的基礎」(3)では、事業の開始に要する資金の総額(施行規則第10条の4第2項第7号)に含まれるべき費用の具体的な項目について例示しているところであるが、新たに「事業の用に供する土地の継続的な使用権原を取得するための費用」を追加することにより、平成19年8月21日千葉地裁判決で指摘されたような事態は回避できるのではないかと考えられる。

3. 経理的基礎に係る審査について

(1) 経理的基礎に係る許可要件を設けている理由

① 産業廃棄物処理業の許可

処理業者が経理的基礎を有しない場合、経営破綻による廃棄物の処理の滞りや放置といった事態を招くおそれや、適正な処理費用の拠出を怠ることによる不適正処理の誘発のおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図り、悪質業者の排除等に資するため、当該要件を設けているところである。

なお、許可審査においては、審査時点における財務状態(資産や負債の状況等)及び申請に係る事業の計画の経理的見通し(所要資金額、資金の調達方法、事業収支の見込み等)の確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

② 産業廃棄物処理施設設置の許可

施設を建設し適切に運用していくためには、建設費、維持管理費等が必要となる。経理的基礎を有さずこれらの資金が調達できなければ、施設自体の欠陥、不適正な維持管理、保管量の上限超過等の問題を起こすおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図るため当該要件を設けているところである。

なお、審査においては、審査時点における財務状態及び申請に係る事業計画の経理的見通しを確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

(2) 経理的基礎の有無の判断について

① 経理的基礎の有無の判断基準

次のア及びイの条件を満たしている場合、経理的基礎を有するものとする。

ア 経営主体について

過去3年間の損益平均値から判断して利益を計上できていること

又は

自己資本比率が1割を超えていること

イ 申請に係る事業について

申請事業に係る事業計画に沿った収支計画(事業収支計画書)において、少なくとも収支相償していること

申請事業に係る事業収支計画書が収支相償していない場合、廃棄物処理部

門あるいは企業全体としては少なくとも収支相償していること

② 経理的基礎の有無の判断に当たっての留意事項

ア 経営主体が上記ア（IV 3（2）①ア）の条件を満たさない場合であっても、「直前期が黒字であること」又は「債務超過でないこと」が確認できる場合、許可権者は申請者から経営主体に係る経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者等を記載したものをいう。以下同じ。）及び経営収支改善計画書を徴し、審査の結果、容認される余地があるものとする。

当然のことながら、各種税金、社会保険、労働保険、維持管理積立金（最終処分場を有する場合）等が完納されている必要がある。

イ 申請事業にかかる事業収支バランスの審査に当たっては、必要な資金の総額の妥当性やその資金を調達できるか否かに留意する。

ウ 産業廃棄物処理業更新許可の審査に当たり、現に保管場所に未処理の産業廃棄物が残留しているなどの場合は、これらの全量を速やかに処分できるだけの費用が計上されている必要があり、これらの要素を加味して財務状況の審査を行う必要がある。

エ 許可権者は、経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局など他部局の協力を求めるほか、補完的に中小企業診断士、公認会計士等専門家から意見を求めるなどして、慎重に判断するものとする。

4. 経理的基礎を判断する上で必要な提出書類等の検討について

経理的基礎の有無を審査するために施行規則及び現行許可事務通知において示されている提出書類に不足がないか根本的に見直しを行い、その結果、必要と思われる書類の追加等について提言することとする。

(1) 会社法の施行に伴う見直し

平成18年5月1日、会社法が施行され、計算書類等が大幅に整理された。これにより、これまで申請者が法人の場合に施行規則に基づき提出を求めていた貸借対照表及び損益計算書の内容が、会社法では「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に盛り込まれることとなった。

「個別注記表」は計算書類を構成するものであるが、会社の種類や機関設置の有無によって記載すべき項目の種類が異なるという特徴を持つ。記載項目のうち、当該許可審査に関連するものは、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表に関する注記」、「損益計算書に関する注記」、「株主資本等変動計算書に関する注記」及び「リースにより使用する固定資産に関する注記」である。

「貸借対照表に関する注記」、「損益計算書に関する注記」及び「株主資本等変動計算書に関する注記」は、貸借対照表及び損益計算書の内容を詳細に示すもの

であり審査に必要な書類である。また、「リースにより使用する固定資産に関する注記」については、ファイナンスリースが資産を構成する要素となることから、自己資本比率等の算定に必要な書類である。

このほか、申請者が法人である場合、企業の財産又は損益の状態を正確に判断するため、「事業報告」、「計算書類附属明細書」及び「事業報告附属明細書」の提出を求めることが望ましい。また、必要に応じて「固定資産台帳」、「建設仮勘定内訳書」等の提出を求めるケースも予想される。

なお、現行許可事務通知において過去3年間程度の評価を奨励していることから、引き続き過去3年間分の書類の提出が必要であると考えられる。

(2) 現行制度を補完するための見直し

- ① 現行許可事務通知では、法人が納付すべき法人税の額及び個人が納付すべき所得税の額の具体例として「確定申告書の写し」の提出を求めているが、その妥当性を確認するための資料が備わっていない。このため、「税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し」及び「確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書及び添付書類」を直前3年間分提出させることが適当である。また、住民税、事業税並びに消費税及び地方消費税の確定に関する書類の提出も3年間分必要である。

このほか、直近3年の「納税証明書（その1）納税額等証明用：所得税、法人税、消費税及び地方消費税」、「納税証明書（その2）所得金額の証明」及び「納税証明書（その3）未納税額のないことの証明用：所得税、法人税、消費税及び地方消費税」、並びに直近3年の事業税及び住民税の「納税証明書」（課税された額に対する納税された額の証明）の提出を求める必要がある。

- ② 現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎（3）には、事業の開始に要する資金の総額（施行規則第9条の2第2項及び同第10条の4第2項）の例として「最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用」が挙げられているが、さらに「維持管理積立金」を具体例として示すことが適当である。

- ③ 一般的に土地には担保権（債務が返済できなかった場合にその不動産を競売してその代金から返済を受けることのできる権利）や用益権（他人の不動産の使用ができる権利）に関する登記がなされている場合があり、土地の売買に当たっては事業の継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を基本的にすべて抹消する必要がある。

したがって、これに必要な経費の額の確認を行うため、事業用地の不動産登記簿謄本（全部事項証明書。以下同じ。）、公図及び施設計画図の提出を求める必要がある。そして、不動産登記簿謄本の「権利部甲区」で差押等を含め所有権に関する事項を確認するとともに、「権利部乙区」で抵当権等の抹消に必要な金額を確認する必要がある。

また、事業用地を賃貸借により使用する場合は土地賃貸借契約書等の確認が必要であるが、これは法定書類（事業の開始に要する資金の総額を記載した書類等）の裏付け書類として提出されるべきものであることから、当然ながら経理的基礎の有無の審査においても活用されるべき書類である。

これらの提出書類は直近3ヶ月以内のもの(土地賃貸借契約書については現行のもの)であることが重要である。なお、慎重を期すため、許可権者において許可直前に再度最新の不動産登記簿謄本等(現在事項全部証明書。以下同じ)の内容を確認することが望ましい。

④ 申請者が法人の場合には、当該法人が実体として存在することを確認するために、商業登記簿謄本の提出を求めることが適当であり、個人の場合にあつては、住民票の写しの提出を求めることが適当である。(いずれもすでに施行規則に規定されている。) これらの提出書類は直近3ヶ月以内のものであることが重要である。なお、慎重を期すため、許可権者において許可直前に再度最新の商業登記簿謄本等の内容を確認することが望ましい。

⑤ 産業廃棄物処理施設の設置の許可に当たっては、初期費用として多額の設備投資が必要となることが一般的であり、この設備投資に対して長期的には少なくとも収支相償する計画となっているかが重要なポイントとなる。

よって、現行の法定書類(施設の設置及び維持管理に要する資金総額を記載した書類及び資金の調達方法を記載した書類、事業計画書等)の他に事業収支計画書の提出を求め、事業計画書の内容に沿った事業収支計画書が作成されているかどうか、事業収支計画書において設備投資が資金調達と当期純利益(ここでは、事業収支計画書で算定された値を指し、経営主体全体分を意味しない。算定に当たり、一般管理費や各種税金等といった、申請に係る事業のみからでは算定できない費用については、経営主体全体分から案分して計上する。)により少なくとも収支相償しているかどうかなどを確認することが必要である。

なお、事業収支計画書の提出については、産業廃棄物処理業の許可に当たっても必要であると考えられる。

また、各種税金、社会保険料、労働保険料、維持管理積立金は、法令で支払が義務付けられたものであり、現に未納の場合は明らかに経理的基礎を有するとは言い難い状態である。この場合、申請者は速やかに納税を行うなど是正措置を講じる必要がある。

経理的基礎を有する経営とは、必ずしも大きな利益を残すことを意味するものでなく、長期的には少なくとも収支相償し、各種税金、社会保険、労働保険、給与等の滞納や未払い、その他負債の不払い等を来さず、また廃棄物処理関連法令にもとづく積立金等の滞納を来すことなく経営できることをいうものと考えられる。

⑥ 必要となる提出書類の一覧及び事業収支計画書等の様式例(施設設置を伴う産業廃棄物処理業の許可の例)を別表に記載する。

5. 現行許可事務通知に見られる文言の解釈等について

(1) 文言の解釈について

① 「利益」の定義

現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎(6)に「利益が計上できている

こと」の文言があるが、損益計算書では「収益－費用＝利益」であることから、これは法人税等の支払も織り込まれた「当期純利益」を指しているものと考えべきである。

② 「中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること」の意味

現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎(6)において示されている、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するかを判断するにあつての留意事項の②にある「中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること」の文言については、処分業(中間処理業)許可更新申請書が提出された際、現に保管場所に残留している未処理の廃棄物の全量を速やかに処分できるだけの費用が会計上費用計上されていることを指している。なお、計上されていない場合は、その分を勘案して純資産を見ることとなる。

(2) その他

- ・平成17年8月12日付け環産発第050812003号「行政処分指針について(通知)」の「第2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し」の中で、取消し要件「その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準(その事業の用に供する施設及び申請者の能力に関する基準)に適合しなくなったとき」の一例として、「債務超過に陥っている法人」が挙げられているが、現行許可事務通知の記述と一致しないため、上記4で整理した考え方との整合がとれるように表現を修正すべきである。(例:過去3年間程度の損益平均値から判断して利益が計上できておらず、さらに直前期も赤字であつて、かつ債務超過に陥っている法人など)

経理的基礎を審査するに当たり必要な書類

	申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
提出 必要 書類	<ul style="list-style-type: none"> ○不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（直近のもの）、公図 ○土地の貸借契約証書、土地の売買契約書等売買を約する書類 ○構造図等の施設に関する提出書類 ○商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近のもの） ○事業の開始に要する資金の総額を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する施設の整備に要する費用（事業用地、施設、機械設備等） ○資金の調達方法を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金の調達方法（借入残高、年間返済額、返済期限、利率 他） ・利益をもって資金に充てる場合の見込額 ○決算書関係書類（計算書類及びその附属明細書）：直近3年（許可審査のために追加書類を要求する場合がある） ○経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者を記載したもの）と経営収支改善計画書（本報告書のIV-3-(2)-②-アに該当する場合） ○税務署の受付印のある確定申告書の写し若しくは電子申請等証明書、及びその内訳書、並びに各種諸税の納税を証明する書類：直近3年 ○税務署交付の直近3年間の「納税証明書（その1, その2, その3）及び直近3年間の事業税及び住民税の「納税証明書」 ○事業計画書及び事業収支計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・売上高算定根拠 ・最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用 ・損害賠償保険の保険料 ・維持管理積立金の額 他 ○金融機関からの融資の状況を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○同 左（直近のもの） ○同 左 ○同 左 ○住民票の写し（直近のもの） ○同 左 ○同 左 ○資産に関する調書 ○同 左 ○所得税、住民税等の各種諸税の納税証明書類 ○同 左 ○同 左 ○同 左
判断 基準	<ul style="list-style-type: none"> ●望ましくは過去3年間の平均で利益が計上されているか自己資本比率1割超であること ●少なくとも、直前期が黒字に転換しているか債務超過の状態でないこと ●事業収支計画書で少なくとも収支相償することが確認できること 	
留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること ◎役員報酬が著しく少なく計上されていないこと ◎中間処理では、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が会計上費用計上されていること ◎最終処分では、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていること ◎事業収支計画書に、各種税金並びに保険料等が計上されていること ☆高額の設備投資を要する場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案し判断 	

事業計画書(例)

申請者		担当者		電話番号	
-----	--	-----	--	------	--

年 月 日付で提出した許可申請に係る事業概要は次のとおりです。

1. 事業の種類

- 産業廃棄物 (収集運搬業 ・ 処分業)
- 特別管理産業廃棄物 (収集運搬業 ・ 処分業)
- 産業廃棄物処理施設許可 (施設の種類 :)

2. 取り扱う廃棄物の種類 :

3. 取引先金融機関

金融機関が発行した現在の借入残高証明書及び返済予定表を添付すること。

4. 主要取引先

5. 資本金

直近の商業登記簿を添付すること。

6. 今後5年間の収支に関する見通し(最終処分場にあつては埋立完了までとし、事業収支計画書に記載した数値の具体的な根拠等を記入し、関係書類を添付)

7. 設備投資の内容(事業に要する土地・建物の所有・賃貸関係を記入し、根拠等を示す書類を添付)

8. 事業開始に当たり必要資金を調達する場合の明細(数値の具体的な根拠等を記入し、関係証明書類を添付)

- (1) 必要な資金総額 : 円
- (2) 調達先(融資等を証明する資料を添付)
- (3) 返済計画

9. その他、特記すべき事項

注記: 申請事業に係る計画について記載すること。

事業収支計画書（例）

<作成区分>

注記 1 を確認して、該当する箇所に○印を施すこと。

<input type="checkbox"/>	申請事業
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理部門
<input type="checkbox"/>	企業全体

		(実績)	1 期	最終期	備 考
A 売上高合計					
原 価 内 訳	材料費				
	外注費				
	労務費				
	減価償却費				
	維持管理積立金				最終処分場のみ
	その他				
B 売上原価					
C 売上総利益					=A-B
内 訳	役員報酬				
	人件費				
	減価償却費				
	その他				
D 一般管理・販売費					
E 営業利益					=C-D
F 営業外収益					
G 営業外費用					
H 経常利益					=D+E-F
I 特別利益					
J 特別損失					
K 税引前当期純利益					=H+I-J
L 法人税、住民税及び事業税					
M 当期純利益					=K-L
①前期繰越金					
②償却前利益					=M+減価償却費
③借入実行					
④その他の資金調達					
⑤設備投資支払額					
⑥年間返済額					
⑦次期繰越金					=②+③+④-⑤-⑥
要返済残高合計					

注記1：申請事業に係る事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）を作成すること。申請事業に係る事業収支計画書が長期的に収支相償していない場合、廃棄物処理部門あるいは企業全体の収支計画を作成すること。

注記2：D 一般管理・販売費、L 法人税、住民税及び事業税は、企業全体の経費から本計画書を作成する区分に応じて、案分して計上すること。

注記3：本計画書における当期純利益とは、一般管理費や各種税金等においては企業全体から案分された費用を計上して、本計画書で算定されたものとする。

注記4：各項目を証明する書類として「決算書」並びに「各種納税証明書」に記載なき事項については証明する書類を添付すること。

経営改善計画書（例）

申請者		担当者		電話番号	
-----	--	-----	--	------	--

年 月 日付けで提出した許可申請に係る事業概要は次のとおりです。

1. 今後5年間の収支に関する見通し（最終処分場にあっては埋立完了までとし、経営収支改善計画書に記載した数値の具体的な根拠等を記入し、関係書類を添付）

（1）赤字計上等の要因

（2）事業改善方策

（3）改善スケジュール

（4）実施管理体制と実施責任者

2. その他、特記すべき事項

経営収支改善計画書 (例)

予 定

		(実績)	1 期	最終期	備 考
A 売上高合計					
原価内訳	材料費				
	外注費				
	労務費				
	減価償却費				
	維持管理積立金				
	その他				
B 売上原価					
C 売上総利益					=A-B
内訳	役員報酬				
	人件費				
	減価償却費				
	その他				
D 一般管理・販売費					
E 営業利益					=C-D
F 営業外収益					
G 営業外費用					
H 経常利益					=D+E-F
I 特別利益					
J 特別損失					
K 税引前当期純利益					=H+I-J
L 法人税、住民税及び事業税					
M 当期純利益					=K-L
①前期繰越金					
②償却前利益					=M+減価償却費
③借入実行					
④その他の資金調達					
⑤設備投資支払額					
⑥年間返済額					
⑦次期繰越金					=②+③+④-⑤-⑥
要返済残高合計					

注記：各項目を証明する書類として「決算書」並びに「各種納税証明書」に記載なき事項については証明する書類を添付すること。

(法 人 用)

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請時及び(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置(変更)の許可申請時におけるチェックリストの例

申請者住所	
申請者氏名 (法人名称・代表者)	
電話番号	

※該当事項を○で囲む

申請の種類	(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置許可		(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可		
	新規 ・ 変更		新規 ・ 更新		
申請の種別	中間処理施設	最終処分場	収集運搬業	処分業	
				中間処理	最終処分
令 第 七 条 区 分	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設(機械)	汚泥の乾燥施設(天日)		
	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設		
	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類の焼却施設		
	木くず又はがれき類の破砕施設	コンクリート固型化施設	水銀等含有汚泥のばい焼施設		
	シアン化合物の分解施設	石綿等の熔融施設	P C B 廃棄物の焼却施設		
	P C B 廃棄物の分解施設	P C B 廃棄物の洗浄又は分離施設	産業廃棄物の焼却施設		
	遮断型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場		

1. 直前3年の税金の納付状況(該当事項を○で囲む)

	直近3年前		直近2年前		直近年	
国税庁関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし
地方税関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし

※諸税の滞納・未納がある場合は、経理的基礎があるとはみなされません。

直ちに諸税の納入をして下さい。

2. 直前3年の各事業年度の当期純利益の平均又は直前決算の当期純利益について

前々々期(円)	前々期(円)	直前期(円)	直前3期の平均(円)
当期純利益:A	当期純利益:B	当期純利益:C	$D = \frac{A+B+C}{3}$

3. 直前決算の自己資本比率について

直前決算の負債・資本合計額(円): E	
直前決算の自己資本額(円): F	
直前決算の自己資本比率(%): $G = \frac{F}{E} \times 100$	

4. 申請時の留意事項等 (対応している場合、○印を記すこと。)

事業の用に供する土地について自己保有又は賃貸契約が締結されているか	
事業の用に供する施設は、法定耐用年数に見合った減価償却を行っているか	
事業の用に供する不動産に抵当権が設定されている場合は、これを抹消するために必要な費用が計上されているか	
最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用は計上されているか (施設申請時には、計算書に織り込まれていること) (業申請時には、維持管理積立金の積立金額が確定していること) (業更新時には、維持管理積立金が滞納されていないこと)	
損害賠償保険の保険料等は計上されているか	
職務に見合った適正な役員報酬が計上されているか	

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

※該当事項に○印を施すこと。なお、申請に該当しない項目については－を施すこと。

また、業の更新許可申請に当たっては、許可申請書に加えて「資格」、「収支等」と「謄本・納税関係」の提出でよい。

チェック項目		チェック	備考
表紙	許可申請書		
技術事項	位置	位置図関係図書	
		施設計画図関係図書	
		不動産登記簿謄本及び公図(直近3ヶ月以内のもの)	
	方式	計画の概要	
		処理工程図・フローシート等	
	設備	全体配置図	
		主要設備の平面図・立面図(断面図)	
		主要設備の構造図	
		主要機器リスト及び機器図	
	排ガス・排水	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び性状	
		排出の方法	
		処理方法	
		排出口の位置、排出先の明示図書	
	公害防止・災害防止	放出排ガス性状・放流水の水質	
		排ガス・放流水の生活環境への影響対策	
		周辺地域の生活環境の保全のための事項	
		産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
		火災の発生の防止に関する事項	
		最終処分場に係る災害の防止に係る事項	
構造	構造等に関する技術上の基準への対応		

		チェック項目	チェック	備考
技術事項 (つづき)	維持管理	維持管理計画書（公害関係測定頻度、達成数値等含む）		
		維持管理に関する技術上の基準への対応		
	技術計画	処理に伴う廃棄物の処分計画		
		最終処分場の埋立処分計画		最終処分場のみ
		産業廃棄物の搬入・搬出計画		
許可申請 添付事項	資格	技術的能力を説明する書類		
	資金総額	事業の用に供する用地の入手（借入を含む）・整備の費用		賃貸契約書等含む
		事業の用に供する施設の整備に要する費用に係る事項		証拠書類添付
		維持管理費に係る費用の見込額に関する書類		
		最終処分場における維持管理積立金に係る事項		最終処分場のみ
		損害賠償保険等の保険料に係る事項		証拠書類添付
	資金調達	資本金の調達方法に係る事項		
		設備投資資金の調達方法に係る事項		
		借入先、年間返済額、返済期限、利率等の書類		証拠書類添付
		金融機関からの融資の状況を証明する書類		
		利益をもって資金に充てる場合の見込額に関する書類		
	収支等	貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		損益計算書及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		株主資本等変動計算書（直近3年）		
		重要な会計方針に係る事項に関する注記（直近3年）		
		貸借対照表に関する注記（直近3年）		
		損益計算書に関する注記（直近3年）		
		株主資本等変動計算書に関する注記（直近3年）		
		リースにより使用する固定資産に関する注記（直近3年）		証拠書類添付
		事業報告（直近3年）		
		計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書（直近3年）		
		事業計画書		
		事業収支計画書		
		経営改善計画書		必要な場合
		経営収支改善計画書		必要な場合
		固定資産台帳の写し		
	建設仮勘定内訳書			
役員の住民票の写し				

チェック項目		チェック	備考
許可申請添付事項	収支等	発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の住民票の写し	
	謄本・納税関係	商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近3ヶ月以内のもの）	
		定款又は寄付行為	
		税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し（直近3年）	
		確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類（直近3年）	
		「納税証明書（その1～3）：諸税」（直近3年）	
		事業税及び住民税の「納税証明書」（直近3年）	

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

(個人用)
 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請時及び (特別管理) 産業廃棄物処理施設の
 設置 (変更) の許可申請時におけるチェックリストの例

申請者住所	
申請者氏名	
電話番号	

※該当事項を○で囲む

申請の種類	(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置許可		(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可		
	新規 ・ 変更		新規 ・ 更新		
申請の種別	中間処理施設	最終処分場	収集運搬業	処分業	
				中間処理	最終処分
令 第 七 条 区 分	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設 (機械)	汚泥の乾燥施設 (天日)		
	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設		
	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設		
	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	水銀等含有汚泥のばい焼施設		
	シアン化合物の分解施設	石綿等の熔融施設	P C B 廃棄物の焼却施設		
	P C B 廃棄物の分解施設	P C B 廃棄物の洗浄又は分離施設	産業廃棄物の焼却施設		
	遮断型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場		

1. 直前3年の税金の納付状況 (該当事項を○で囲む)

	直近3年前		直近2年前		直近年	
国税庁関係証明	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし
地方税関係証明	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし

※諸税の滞納・未納がある場合は経理的基礎があるとはみなされません。

直ちに諸税の納入をして下さい。

2. 直前3年の各事業年度の当期純利益の平均又は直前決算の当期純利益について

前々々期 (円)	前々期 (円)	直前期 (円)	直前3期の平均 (円)
当期純利益 : A	当期純利益 : B	当期純利益 : C	$D = \frac{A+B+C}{3}$

3. 申請時の留意事項等 (対応している場合、○印を記すこと。)

事業の用に供する土地について自己保有又は賃貸契約が締結されていますか	
事業の用に供する施設は、法定耐用年数に見合った減価償却を行っていますか	
事業の用に供する不動産に抵当権が設定されている場合は、これを抹消するために必要な費用が計上されているか	
最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用は計上されているか (施設申請時には、計算書に織り込まれていること) (業申請時には、維持管理積立金の積立金額が確定していること) (業更新時には、維持管理積立金が滞納されていないこと)	最終処分場のみ
損害賠償保険の保険料等は計上されているか	

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

※該当事項に○印を施すこと。なお、申請に該当しない項目については－を施すこと。

また、業の更新許可申請に当たっては、許可申請書に加えて「資格」、「収支等」と「謄本・納税関係」の提出でよい。

チェック項目		チェック	備考
表紙	許可申請書		
技術事項	位置	位置図関係図書	
		施設計画図関係図書	
		不動産登記簿謄本及び公図 (直近3ヶ月以内のもの)	
	方式	計画の概要	
		処理工程図・フローシート等	
	設備	全体配置図	
		主要設備の平面図・立面図 (断面図)	
		主要設備の構造図	
		主要機器リスト及び機器図	
	排ガス・排水	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び性状	
		排出の方法	
		処理方法	
		排出口の位置、排出先の明示図書	
技術事項 (つづき)	公害防止・災害防止	放出排ガス性状・放流水の水質	
		排ガス・放流水の生活環境への影響対策	
		周辺地域の生活環境の保全のための事項	
		産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
		火災の発生の防止に関する事項	
		最終処分場に係る災害の防止に係る事項	最終処分場のみ
	構造	構造等に関する技術上の基準への対応	
	維持管理	維持管理計画書 (公害関係測定頻度、達成数値等含む)	
		維持管理に関する技術上の基準への対応	
	技術計画	処理に伴う廃棄物の処分計画	
最終処分場の埋立処分計画		最終処分場のみ	
産業廃棄物の搬入・搬出計画			

		チェック項目	チェック	備考
許可申請添付事項	資格	技術的能力を説明する書類		
	資金総額	事業の用に供する用地の入手（借入を含む）・整備の費用		賃貸契約書等含む
		事業の用に供する施設の整備に要する費用に係る事項		証拠書類添付
		維持管理費に係る費用の見込額に関する書類		
		最終処分場における維持管理積立金に係る事項		最終処分場のみ
		損害賠償保険等の保険料に係る事項		証拠書類添付
	資金調達	資産に関する調書		
		設備投資資金の調達方法に係る事項		
		借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率等の書類		証拠書類添付
		金融機関からの融資の状況を証明する書類		
		利益をもって資金に充てる場合の見込額に関する書類		
	収支等	貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		損益計算書及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		重要な会計方針に係る事項に関する注記（直近3年）		
		貸借対照表に関する注記（直近3年）		
		損益計算書に関する注記（直近3年）		
		リースにより使用する固定資産に関する注記（直近3年）		証拠書類添付
		事業報告（直近3年）		
		計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書（直近3年）		
		事業計画書		
		事業収支計画書		
		経営改善計画書		必要な場合
		経営収支改善計画書		必要な場合
		固定資産台帳の写し		
		建設仮勘定内訳書		
		住民票の写し（直近3ヶ月以内のもの）		
	謄本・納税関係	税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し（直近3年）		
		確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類（直近3年）		
		「納税証明書（その1～3）」（直近3年）		
		事業税及び住民税の「納税証明書」（直近3年）		

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

V. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可における経理的基礎の背景と検討方向

「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」における、「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の経理的基礎の審査のあり方の検討について」の検討過程において検討した事項を本章において整理する。

V-1 経理的基礎の明確化要望の背景

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可基準にある経理的基礎を有することの運用に当たっての考え方については、現行許可事務通知で示されている。しかし、許可の審査において、申請者が経理的基礎を有さないという判断は示しにくいのが実情である（実態として、許可権者による審査は、企業経理に通じた者ではなく一般職員が担当している）。また、許可権者には裁量権があり、審査基準は完全に同一のものではない。

このような中、千葉県の旧海上町（現旭市）、銚子市、東庄町にまたがる株式会社エコテックの産業廃棄物最終処分場建設に対し、法に基づき平成13年3月に同県が行った廃棄物処理施設設置許可を巡り、地元住民は県を相手に許可取消を求め行政訴訟を起こした。千葉地裁は、「本件処分場の設置及び維持管理についての経理的基礎については、法の要求する程度を満たしていない」との理由から、産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消した（平成19年8月21日付け千葉地裁判決。県は東京高裁に控訴、現在係争中）。

千葉県は12年許可事務通知等に従って審査を行っており、当該判決について同県は、「その実質は現在の廃棄物処理施設の許可制度（経理的基礎の審査）に改善すべき点があることを示唆したもの」であると主張している。また、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会から環境省に対し、平成20年3月27日付けで経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にするよう要望書が提出された。さらに、同様の要望書が平成20年11月7日付けで八都県市首脳会議からも提出された。

エコテック裁判の論点については、以下のとおり参考資料として添付した。

《参考資料集②》

- ・(株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の概要について（千葉県作成）

《参考資料集③》

- ・エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等（環境省作成）

《参考資料集④》

- ・エコテック裁判判決要旨の添付資料
（裁判所として産業廃棄物の処分場及び業の許可申請に添付されると考えられる書類より得られる情報から、土地の入手に要する債務取消の費用の算定がなされていないことのみを指摘している。施設の技術的基準や経理的基礎に対して規定した現行法令の不備を指摘したものではない。）

V-2 類似の行政訴訟例の整理

1. 経理的基礎が問題となった裁判事例の整理

産業廃棄物処理業者が経理的基礎を有することが審議されたエコテック裁判が特異なケースであるかどうか見極める必要があるため、「判例データベース」を用いて「経理的基礎」をキーワードに検索し、得られた46件の事例を「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理」に示した。この中から、基準等が異なる原子力施設に関する事例である20件、建築基準法等の規定に基づく事例である5件、法に関する訴訟である経理的基礎以外を問題とした事例である8件、その他該当しない事例である4件及び当該エコテック裁判2件を除いた。その結果、判決文で産業廃棄物処理業者の会社の規模や経理的状況について具体的に指摘し判断した事例が6件得られた。これらのうち、3件は住民が事業者を訴えたもの、残りの3件は事業者が許可権者を訴えたものである。

エコテック裁判は、知事が許可をした審査の中身を争点として住民が知事を訴えており、上記6件とはその構図は異なるが、判決文において行政による審査の基準に関してどのような判断がなされているかの分析のため、「経理的基礎判例の整理」において整理を試みた。

ここで掲げた3件の住民訴訟において、裁判所は事業者の維持管理能力の程度を財務面から判断し、これをもとに維持管理能力、事業計画の確かさ等について判決文で述べている。しかし、行政の審査基準との対応でいえば、「利益の計上」、「自己資本比率3割」、「債務超過でない」については触れられた例があったが、他の事項については言及されていなかった。(なお、「提出を求める書類」については、原告から提出がなく分析できなかった事案が1件あった。)

また、判決において経理的基礎の有無の結論が述べられている部分を「判決の最終的判断を示した部分における記述」にまとめた。

以上の結果を踏まえ、経理的基礎の審査に係るに運用を如何にするかを検討していくこととした。

2. 抵当証券規制法における財産権に係る賠償請求訴訟案件判決

(平成19年6月6日大阪地方裁判所における大和都市管財株式会社事案)

本事案は廃棄物処理法に関するものではないが、許認可権限を有する行政を相手に訴訟を行ったという点で、また、行政の権限行使の実行過程を問題視したという点では同種の事案と考えられる。しかしながら、財産的基礎の有無を問題視した本事案は原告が直接的に金銭的被害を被ったものであるが、経理的基礎を問題視したエコテック事案では原告が事業者の経理的基礎の欠落により間接的に生活環境への悪影響を被るものであるという点では異なっている。また、本事案の判決においても、平成19年8月21日付け千葉地裁判決と同様に法体系上の不備等を指摘する記述は見あたらない。

判決要旨 大和都市管財国家賠償訴訟【共同通信配信】

大和都市管財国家賠償訴訟で、大阪地裁が6日言い渡した判決の要旨は次の通り。規制権限の不行使は、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合は国賠法上、違法となる。抵当証券業規制法は、抵当証券の販売業が営業の自由の保障の下にあり、これを尊重し、業務の適正な運営を確保し、購入者の保障を図る目的で登録制を採用している。1997年3月末時点で、大和都市管財の融資先だった関連会社6社は累積債務を抱え、事業で解消させる見込みがなかった。大和都市管財は貸倒引当金設定すべきで、純資産はマイナスになり資本欠損に陥っていた。同社には更新登録拒否事由（財産的基礎の欠如）があった。本件更新登録時点で、大和都市管財が更新抵当証券購入者への利払いのため抵当証券などの金融商品の販売代金を充てざるを得ないという自転車操業状態だったことは容易に推認し得た。大和都市管財グループが透明性を欠いた会計処理をし、近畿財務局の検査に資金の流れの解明を妨げる方向での言動を繰り返していたことなどを考えると、大和都市管財が詐欺的商法を行っているのではないかという合理的な疑いが存在した。近畿財務局長には、更新登録拒否事由の有無を慎重に審査すべき職務上の注意義務が生じていた。近畿財務局は関連会社の帳簿の検査を放棄し、大和都市管財の預貯金口座の検証を怠るなど、必要不可欠で基本というべき検査を怠った。業務改善命令を受けて大和都市管財が提出した実現の見込みがあるとは考えがたい経営健全化計画を、必要な裏付け調査を行うことなく受理した。近畿財務局長は、短期間のうちに大和都市管財グループの資金繰りが行き詰まり、破たんする危険が切迫している事態を容易に認識し、大和都市管財が資本欠損の状態と認定することができた。注意義務を尽くすことなく、漫然と本件更新登録をしたというほかない。許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというほかなく、国は98年以降に抵当証券を購入した原告らに対し、損害を賠償すべき国賠法上の責任がある。98年1月以降に抵当証券を購入し、本件更新登録以前に購入していた金融商品の償還金が購入原資に含まれていないと認められる原告は267人で、抵当証券購入額の相当額を因果関係のある損害と認めることができる。抵当証券を購入しようとするものは、高いリスクを内包する可能性を認識すべきで、国が賠償すべき額は、損害額のうち6割を控除した額を限度とするのが相当。回収済みと認められる額を控除し、260人について認容する。

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（1／5）」

経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号／題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
1	28132466	平成 19 年 8 月 21 日	千葉地裁	平成 13 年（行ウ）第 17 号	第一審	千葉県エコテック行政訴訟	当該行政訴訟案件
	産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件	被告が F 社に対して、産業廃棄物処理施設の設置許可処分をしたところ、建設予定地の周辺に居住する原告らが、本件許可処分は、法 15 条の 1 項等に規定された設置許可に係る要件を欠き違法であると主張して、本件許可処分の取消を求めた事案で、原告 A、同 B、同 C 及び同 D については、原告適格を有しないと、訴えを却下し、F 社の経理的基礎は、本件許可処分時において、原告 E らが、生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠く状態であり、本件許可処分は違法であると、その余の原告らの請求を認容した事例。					
2	28131029	平成 19 年 1 月 31 日	千葉地裁	平成 15 年（ワ）第 2419 号	第一審	千葉県エコテック民事訴訟	当該民事訴訟案件
	産業廃棄物最終処分場建設・操業差止等請求事件	原告らが、本件予定地において産業廃棄物管理型最終処分場である本件処分場の建設、使用及び操業を予定している被告に対し、本件処分場が建設、使用及び操業されると健康被害を被る等とし、本件処分場の建設、使用及び操業の差止めを求めた事案で、営利を目的とする私企業である被告には、本件処分場の操業につき適切な維持管理を継続するだけの経済的な基盤を認めることができず、とりわけ、侵害されるおそれのある原告らの利益が、身体的人格権に基づく重大なものであり、被害の回復が困難なものであることを考慮すると、事後的な行政的な手続きのみによって、原告らに対する違法な侵害のおそれのある行為を十分予防することはできないとし、請求を一部容認した事例。					
3	28111283	平成 18 年 6 月 16 日	青森地裁	平成 3 年（行ウ）第 6 号	第一審	六ヶ所村低レベル放射線廃棄物貯蔵センター	原子炉に係わる事例として削除
	「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」廃棄物埋設事業許可処分取消…	青森県上北郡六ヶ所村から遠くは国外ロンドン市内に居住する原告ら 138 名が、A が同村に「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」を建設するために原子炉等核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 5 1 条の 2 に基づいて廃棄物埋設事業の許可申請に対して許可処分がなされたこ…					
4	28131668	平成 18 年 5 月 9 日	仙台高裁	平成 14 年（行コ）第 5 号	控訴審	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分	原子炉に係わる事例として削除
	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求控…	A 社がウラン濃縮工場を建設するためにした核燃料物質の加工事業許可申請に対し、許可処分がされたことに関し、控訴人らが、ウラン濃縮事業が加工事業に該当しないこと等を理由に、上記処分の無効確認を求めるとともに、その取り消しを求めたこ…					
5	28110929	平成 18 年 3 月 24 日	金沢地裁	平成 11 年（ワ）第 430 号	第一審	志賀原発運転差止め民事訴訟第 1 審	原子炉に係わる事例として削除
	志賀原子力発電所 2 号機建設差止請求事件／志賀原発運転差止め民事訴訟第一審判決	本件原子炉が運転されれば、環境中に放出される放射線及び放射性物質によって被ばくすることにより自己の生命・身体等に回復し難い重大な被害を受ける旨主張する原告らが、人格権又は環境権に基づき、本件原子炉を設置した被告に対し、その運転の…					
6	28112364	平成 18 年 2 月 22 日	大阪地裁	平成 17 年（行ウ）第 58 号	第一審	産業廃棄物処理業許可差止め請求事件	法の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物処理業許可差止請求事件	本件土地に建築廃材の中間処理業を営むこととして、法 14 条 6 項に基づいて行われた産業廃棄物の処理業の許可申請について、本件土地の周辺住民である原告らが、行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項に基づき、本件許可処分の差止めを求めた事案で、本件土地に隣接して食品加工業を営む原告会社を除く原告らの原告適格を認めた上で、本件許可処分がされることにより原告らに生ずるおそれのある損害は、本件許可処分の取消の訴えを提起して行政事件訴訟法 25 条 2 項に基づく執行停止を受けることにより避けることが出来るような性質、程度のものであるといわざるを得ないとして、本件訴えを不合法として却下した事例。					
7	28111108	平成 17 年 11 月 30 日	横浜地裁	平成 16 年（行ウ）第 18 号	第一審	建築物確認処分取り消し請求事件	建築基準法の事例として削除
	建築物確認処分取消請求事件	被告検査機構が参加人に対し、斜面地におけるマンション建築計画につき建築確認処分をしたところ、周辺に居住する原告らが、本件確認処分は建築物の高さ規制等に違反しているにもかかわらずなされた違法なものであるとして、被告検査機構に対して…					
8	28111602	平成 17 年 11 月 22 日	東京高裁	平成 6 年（行コ）第 95 号	控訴審	柏崎原子炉設置許可処分取り消し請求事件 東京高裁	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	柏崎・刈羽原子力発電所の周辺に居住する控訴人らが、内閣総理大臣が電力会社に対してなした原子炉設置許可処分について、その安全審査に瑕疵があるために違法である等と主張して、その取消しを求めた事案の控訴審で、本件処分には、手続的違法は…					
9	28110754	平成 17 年 7 月 25 日	大阪地裁	平成 17 年（行ク）第 14 号	第一審	仮の差止め申立事件	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	仮の差止め申立事件	A 社はその所有地上に産業廃棄物を選別・破砕する中間処理施設を設置して産業廃棄物処分業を営むため、法 14 条 6 項に基づき、被告市長に対して許可申請をしたところ、近隣住民である原告らが被告に対し、被告は本件申請に対し許可をしてはならない旨の差止めを求めて提訴するとともに、行政事件訴訟法 37 条の 5 第 2 項に基づいて仮差止めを申し立てた事案において、住民である原告らに差止め訴訟の原告適格及び仮差止めの申立適格を認めた上で、本件リサイクルセンターにおいて産業廃棄物が適正に処理されなかった場合に生じる粉塵の飛散、汚水の流出等が原告らの生命、健康を著しく害するような性質のものとは認められず、本件申請に対する許可処分がされることにより、原告らについて償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると一応認めることはできないとして、申立を却下した事例。					
10	28101047	平成 17 年 5 月 30 日	最高裁-小法廷	平成 15 年（行ヒ）第 108 号	差戻上告審	もんじゅ行政訴訟第 2 次上告審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件	本件原子炉「もんじゅ」施設の周辺に居住する被告上告人らが、内閣総理大臣が動力炉・核燃料開発事業団に対して行った高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子炉施設設置許可処分について、内閣総理大臣の事務承継者である上告人に対し、その無効確認等を…					

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（2／5）」

□：経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号／題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
11	28130183	平成 17 年 5 月 27 日	大阪地裁	平成 14 年（行ウ）第 145 号	第一審	指定確認検査機関業務停止処分取消等請求事件	建築基準法の事例として削除
	業務停止処分取消等請求事件	指定確認検査機関である原告らにおいて確認検査員が実地に行うべき検査業務を補助員に単独で行わせていたなどとして、被告が原告らに対しそれぞれ 1 か月の業務停止処分及び監督命令処分をしたところ、原告が、これらの処分は建築基準法の解釈を誤…					
12	28111045	平成 17 年 5 月 12 日	千葉地裁 木更津	平成 14 年（ワ）第 66 号	第一審	千葉県富津市最終処分場建設差し止め請求事件	法の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件	周辺住民である原告らが、被告に対し、人格権による妨害予防請求権に基づき、被告が予定している安定型産業廃棄物最終処分場の建設、使用、操業の差止めを求めた事案で、本件処分場内から雨水等が本件処分場外へ拡散することが認められ、井戸水を利用している原告 7 名は飲料水の汚染という被害を受け、その生命、身体を害する危険性があり、本件処分場は埋立量の多い大規模な処分場であり、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染が拡散し、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し、拡大を止めるのは著しく困難であるから、本件処分場を建設する前に妨害排除の予防請求をする要請は強く、本件処分場の建設、使用、操業については事前にそれを差し止める必要性があると認められるとして、原告 7 名の請求を認容した事例。					
13	28082840	平成 15 年 6 月 25 日	名古屋地裁	平成 10 年（ワ）第 4037 号	第一審	名古屋地裁廃棄物処理施設建設差止め請求事件	直近決算年度までの貸借対照表等の書類提出が無く、事業再開に向けた具体的な計画や融資見込みなく経理的基礎を有しているとは認められない。
	産業廃棄物処理施設建設差止請求事件	知事から許可された産業廃棄物処理施設の建設につき、付近住民がその稼働により有害物質が拡散し健康被害を受けるおそれがあるとして求めた建設禁止の請求が認容された事例。					
14	28081476	平成 15 年 3 月 26 日	鹿児島地裁	平成 14 年（行ウ）第 10 号	第一審	産業廃棄物処理施設譲渡不許可処分取消請求鹿児島地裁	直前 3 年の貸借対照表・損益計算書の提出が無く、管理型処分場の維持管理が不適切で再整備の資金的裏付けが不十分。
	産業廃棄物処理施設の譲受不許可処分取消請求事件	原告が、産業廃棄物処理施設の譲渡を受け、改正前の法に基づいて被告に対する届出をしたと主張して、同法に基づく許可を受けた者の地位にあることの確認を求め、予備的に、改正後の同法に基づいて原告がした譲渡許可申請に対して被告がした不許可処分はいずれも違法であると主張して、その取消を求めた事案で、破産により解散した A の清算人が裁判所により選任され、原告主張の譲渡契約がこの清算人との間で締結された形跡はないから、実体上この譲渡契約を有効とみる余地はない等とし、請求を棄却した事例。					
15	28081336	平成 15 年 1 月 27 日	名古屋高裁 金沢	平成 12 年（行コ）第 12 号	差戻控訴審	もんじゅ行政訴訟差し戻し後第 2 審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求控訴事件	原子炉設置許可処分の無効確認訴訟においては、（1）行政庁のした原子炉設置許可処分の判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のあることの主張立証責任は原告が負担し、（2）被告行政庁は、当該判断に処分を無効とするに足る重大…					
16	28071723	平成 14 年 3 月 15 日	青森地裁	平成 1 年（行ウ）第 7 号	第一審	六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟判決	原子炉に係わる事例として削除
	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求事件／六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟判決	核燃料加工事業許可に対する取消訴訟において、判断の前提とすべき事情は処分当時に存在していたものに限られるが、そこで用いられるべき科学技術水準は、経験則であるから、現在のものを用いるべきである。					
17	28061704	平成 13 年 7 月 4 日	東京高裁	昭和 60 年（行コ）第 68 号	控訴審	東海第 2 原発訴訟控訴審判決	原子炉に係わる事例として削除
	東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	当初の原子炉設置許可処分に対する取消訴訟の係属中に変更許可がなされ、それに沿って施設の変更がなされた場合には、少なくともその安全性の問題に関しては、変更された内容が許可処分の内容となり、それが訴訟の審理、判断の対象となる。					
18	28060385	平成 12 年 12 月 15 日	松山地裁	昭和 53 年（行ウ）第 2 号	第一審	伊方原発第 2 号炉訴訟判決	原子炉に係わる事例として削除
	伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件／伊方原発二号炉訴訟判決	原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査…					
19	28052079	平成 12 年 3 月 22 日	福井地裁	平成 4 年（行ウ）第 6 号	差戻第一審	もんじゅ行政訴訟	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件／もんじゅ行政訴訟	原子炉設置許可の無効確認訴訟においては、まず、被告がその判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの過誤、欠落のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告が右主張、立証を尽くさない場合には、被告がした右判断に不合…					

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（3／5）」

 ：経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号／題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
20	28052185	平成 12 年 3 月 22 日	福井地裁	昭和 60 年（行ウ）第 7 号	第一審	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件／もんじゅ民事差止訴訟	個人の生命、身体の安全を内容とする人格権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであり、生命、身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又…					
21	28042890	平成 11 年 11 月 24 日	横浜地裁	平成 7 年（行ウ）第 8 号	第一審	神奈川県農業者による廃棄物処理施設許可取消訴訟	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物処分業許可処分取消請求事件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1 4 条 6 項は、産業廃棄物処理施設の周辺に居住し、右施設自体あるいは施設の事故がもたらす災害や悪影響により、直接的かつ重大な被害を受けることが想定される付近住民の生命身体の安全等を、個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むが、施設の近辺の茶畑で農作業に従事する者も、健康被害を被るおそれ等があるため、周辺住民に準じた地位にあるということができ、産業廃棄物処分業の許可を争う原告適格を有する。					
22	28050845	平成 11 年 1 月 25 日	東京高裁	平成 9 年（行ケ）第 218 号	第一審	有線テレビジョン許可決定取消請求事件	関連の乏しい事例として削除
	決定取消請求事件	有線テレビジョン放送施設の設置不許可処分に対する異議申立てについて、不許可処分が申請から約 7 年を経過した後になされたことは同処分の取消事由とはならない等として、これを棄却した郵政大臣の決定が相当であるとされた事例。					
23	28033443	平成 10 年 1 月 27 日	仙台地裁	平成 7 年（行ウ）第 15 号	第一審	仙台地裁設置許可拒否処分取消請求事件	当該会社の経理的基礎が無い場合でも、親会社に相応の人的・物的能力及び資金的基礎を有すると認定。
	産業廃棄物処理業の許可及び同処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1 4 条 4 項に基づく産業廃棄物処理業の許可申請書等の返戻行為について、右返戻は申請についての審査の拒否と認められるところ、同法は申請をした場合の行政庁の受理等の行為を予定せず、申請が行政庁に到達した以上直ちに審査の開始が義務づけられているというべきであるから、審査の拒否はあくまでも事実上の措置というほかないとされた事例。					
24	27827825	平成 6 年 8 月 9 日	広島地裁	昭和 61 年（行ウ）第 1 号	第一審	行政処分取消請求事件	事業計画の根拠が明白ではない。
	行政処分取消請求事件	免許基準に合致している免許申請を却下した処分が違法として取り消された事例。					
25	28021343	平成 6 年 3 月 30 日	奈良地裁	平成 1 年（ワ）第 130 号	第一審	廃液再生工場建築確認処分留保損害賠償事件	事業計画の根拠が明白ではない。
	損害賠償請求事件	廃液再生工場建設について、行政指導が行われていることを理由とする建築確認処分の留保が違法とされた事例。					
26	27818841	平成 6 年 3 月 24 日	新潟地裁	昭和 54 年（行ウ）第 6 号	第一審	柏崎原発訴訟第 1 審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分取消請求事件／柏崎・刈羽原発訴訟第一審判決	遺言執行者の職務執行停止を求める保全処分の申立てを却下した原審判に対する即時抗告事件において、遺言執行者を解任すべき正当事由が認められないとして、抗告を棄却した事例。					
27	25000022	平成 4 年 9 月 22 日	最高裁三小法廷	平成 1 年（行ツ）第 130 号	上告審	もんじゅ行政訴訟上告審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件／もんじゅ行政訴訟上告審判決	行政事件訴訟法 3 6 条の「法律上の利益を有する者」とは、行政との処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、不特定多数者の具体的利益即ち個々人の個別的利益をも含む…					
28	25000023	平成 4 年 9 月 22 日	最高裁三小法廷	平成 1 年（行ツ）第 131 号	上告審	港湾運送免許却下処分取消請求控訴事件	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求上告事件／もんじゅ行政訴訟上告審判決	行政事件訴訟法 3 6 条は、行政処分の無効確認を求めるについて「法律上の利益」を有する者の要件が必要であるが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 2 3 条、2 4 条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉…					
29	27806363	平成 2 年 3 月 20 日	仙台高裁	昭和 59 年（行コ）第 9 号	控訴審		原子炉に係わる事例として削除
	福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条（昭和五二年法律八〇号改正前）に基づく原子炉設置の許可申請が、同法二四条一項三号中の技術的能力に係る要件および災害防止に係る同項四号の要件に適合するとして内閣総理大臣の判断…					
30	27804941	平成 1 年 7 月 19 日	名古屋高裁金沢	昭和 63 年（行コ）第 2 号	控訴審		原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等控訴事件／もんじゅ行政訴訟控訴審判決	原子炉設置予定地の周辺住民は、当該原子炉の設置許可処分の無効確認を求める法律上の利益を有する。					

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（4/5）」

：経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号／題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
31	27801277	昭和 62 年 12 月 25 日	福井地裁	昭和 60 年（行ウ）第 7 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認請求事件／もんじゅ行政訴訟事件第一審判決	原子炉施設周辺住民は、設置者に対する原子炉施設の建設、ないし運転の差止請求という民事上の有効、かつ適切な保護手段が存するから、内閣総理大臣がした原子炉設置許可処分の無効確認を求める利益はない。					
32	27803305	昭和 60 年 6 月 25 日	水戸地裁	昭和 48 年（行ウ）第 19 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求事件／東海第二原発訴訟第一審判決	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二四一条一項四号（昭和五二年法律八〇号改正前）は、公共の安全という公益とともに当該原子炉施設周辺住民個人々の利益をも保護している。					
33	27662812	昭和 59 年 7 月 23 日	福島地裁	昭和 50 年（行ウ）第 1 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条（昭和五二年法律八〇号改正前）に基づく原子炉設置の許可申請が同法二四一条一項三号中の技術的能力に係る要件および同項四号の要件に適合するとした内閣総理大臣の判断は、専門技術的裁…					
34	27603660	昭和 53 年 4 月 25 日	松山地裁	昭和 48 年（行ウ）第 5 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件／伊方原子力発電所訴訟第一審判決	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条に基づき内閣総理大臣のした原子炉設置許可処分につき、当該原子炉施設周辺の住民は、その取消を求める法律上の利益を有する。					
35	27486398	昭和 43 年 2 月 26 日	大阪高裁	昭和 41 年（行コ）第 115 号	控訴審		産廃処理以外の事例として削除
	港湾運送事業免許却下処分取消請求控訴事件	港湾運送事業法による港湾運送事業の免許は、同法が不確定概念であっても規制基準を定めている以上、いわゆる羈束裁量行為である。					
36	27486397	昭和 42 年 1 月 12 日	神戸地裁	昭和 40 年（行ウ）第 42 号	第一審	港湾免許却下事件第 1 審判決	産廃処理以外の事例として削除
	港湾運送事業の免許却下処分取消請求事件	港湾運送事業の免許申請を拒否した処分について、当該申請が港湾運送事業法六一条一項三号所定の基準に適合するものとは認められないとして右拒否処分に違法性がないとされた事例。					
選択 A	28010378	平成 7 年 10 月 31 日	熊本地裁	平成 5 年（ヨ）第 137 号	第一審	熊本地裁建設工事差し止め 710	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	各産業廃棄物処分場建設禁止等仮処分申立事件	一 人格権を侵害された者は、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するために、侵害行為の差し止めを求めることがものと解するのが相当である。二 人格権の一種である平穩生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の間隔に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解され、将来侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するための事前に侵害行為の差し止めを請求する権利を有する。					
選択 B	28060154	平成 12 年 3 月 31 日	鹿児島地裁	平成 11 年（ヨ）第 260 号	第一審	鹿児島地裁 1203 産廃建設工事差し止め	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	建設工事禁止仮処分命令申立事件	管理型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが生活用水である井戸水の汚染のおそれがあることを理由として人格権に基づき申し立てた建設の禁止を求める仮処分命令申立を認めた事例。					
選択 C	28042662	平成 11 年 3 月 15 日	水戸地裁	平成 10 年（ヨ）第 93 号	第一審	水戸地裁 1103 産廃処分場	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	全隈町産業廃棄物最終処分場建設差し止め仮処分命令申立事件	いわゆる安定五品目の一部を処分対象とする安定型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが地下水等の水質汚染のおそれがあることを理由として人格権、水利権に基づき申し立てた建設、使用、及び操業禁止の仮処分命令申立を認めた事例。					
選択 D	27811813	平成 4 年 2 月 28 日	仙台地裁	平成 2 年（ヨ）第 252 号	第一審	仙台地裁 0402 工事中止等仮処分	業者が侵害発生の高度な蓋然性の無いことの立証がなければ、侵害発生の高度の蓋然性の存在を認めるのが相当
	工事中止等仮処分申請事件	一 憲法の規定は国の施策の基本的方針を定めたいわゆるプログラム規定であり、これを根拠として私法上の具体的権利が生ずると解することはできず、生活環境権の実定法上の根拠となると思われるものは見出し難いので、生活環境権は差し止め請求権の根拠とはなりえない。二 人格権の重要性に鑑みれば、人格権を侵害された者が損害賠償請求をなすことができるのはもとより、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差し止めを求めることができる。					
選択 E	28072033	平成 13 年 10 月 23 日	前橋地裁	平成 12 年（ヨ）第 9 号	第一審	前橋地裁 1310 工事禁止	産廃排出見込みと処分場の不足の算定、県としての設置・運営関与の決定と県有地の貸与・地元調整・モデル研究事業制度導入・助成等
	産業廃棄物最終処分場建設、使用、操業禁止仮処分申立、産業廃棄物最終処分場建設禁止仮処分申立事件	安定型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが飲用水及び農業用水の汚染のおそれがあることを理由として人格権に基づき申し立てた建設、使用及び操業禁止を求める仮処分命令の申立を被害発生の危険があることの疎明がないとして却下した事例。					

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（5 / 5）」

☐：経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号／題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
選択 F	27827682	平成 7 年 2 月 20 日	大分地裁	平成 5 年（ヨ）第 23 号	第一審	大分地裁産廃 0702	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物最終処分場使用操業差し止め等仮処分命令申立事件	一人が、人格権の一内容として、生存、健康を損なうことのない、安全で、かつ、汚れ、臭気等のために、一般通常人の間隔に照らして飲用に供するのに不快感を与えない適切な水を確保する権利を有することは自明である。二人の身体、生命の安全は、最高に尊重されなければならないものであって、これが危険に浸され、平穏、かつ、安全な生活を営むことができない事態に至る高度の蓋然性が認められる場合には、人格権に基づき、当該侵害行為の差し止め請求ができるというべく、それを権利の濫用というものは当を得ないものと解される。三 産業廃棄物最終処分場の周辺住民が、その操業により住民らの飲用水が汚染されるおそれがあるとして、処分場の使用、操業の差し止めを求めた仮処分申請が、その飲用水が汚染される高度の蓋然性はないとして、却下された事例。四 産業廃棄物最終処分場における産廃の投棄、埋立の継続により、債権者の居住している敷地が一気に崩壊する高度の蓋然性は受忍限度を超えるものであるなどとして、平穏な生活を営む権利（人格権）に基づく、右処分場の使用、操業の差し止め請求が認められた事例。					
選択 G	28061855	平成 12 年 1 月 26 日	長野地裁	平成 8 年（ワ）第 136 号	第一審	長野地裁松本支部産廃処分場建設差し止め	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物処分場建設差し止め請求事件	産業廃棄物の安定型最終処分場が建設されて稼働すると、有害物質を含んだ異常な汚れや周期を伴った汚水が排出されて地下に浸透し、水道施設の水源（二重水源）を汚染する蓋然性が高いとして、右水道施設の所有権に基づく右処理場の建設差し止め請求が認容された事例。					
判決 1	—	平成 15 年 6 月 4 日	千葉地裁	平成 14 年（ヨ）第 52 号	—	千葉地裁 14 年(3)第 52 号差し止め請求	収支の採算性の合理性、抵当権を事業計画に計上、維持管理体制の確立、法的裏付け積立金積立。
	産業廃棄物最終処分場建設差し止め等仮処分命令申立事件	（本件の争点は、ア 本件処分場の建設、使用及び操業による債権者らの人格権侵害の具体的可能性の有無、イ 保全の必要性の存否である。）					
判決 2	—	—	鹿児島地裁	—	—	鹿児島県鹿屋管理型処分場差し止め事件	維持管理に関する具体的収支見込み提出無しと体制欠如。
		（鹿児島県鹿屋市内に建設を進めている管理型最終処分場産業廃棄物処理施設から有害物質を含む浸出水が漏洩して地下水に混入することなどにより、人格権に基づいて建設差し止めを求めた事案と実力行使による建設妨害の事案）					
判決 3	—	平成 19 年 5 月 21 日	長野地裁	平成 18 年（行ウ）第 5 号	—	長野県不作為の違法性確認訴訟 19 年 5 月 21 日判決	根抵当権の設定事実と会社経営状況調査。
	不作為の違法確認等請求事件	（産業廃棄物処理施設の設置許可を県に対して求めた裁判）					

「経理的基礎判例の整理（1／3）」

	番号	判決 1	1 3
	件名	産業廃棄物最終処分場建設差止等仮処分命令申立事件	産業廃棄物焼却炉建設差止請求事件
	判決日	平成15年6月4日	平成15年6月25日
	裁判所名	千葉地裁	名古屋地裁
	原告	住民	住民
	被告	設置予定業者	設置予定業者
	結果	却下	認容
審査留意事項	利益が計上されていること、又は、自己資本比率が3割を超えていることが望ましい。	被告が作成した事業計画書及びキャッシュフローの内容によれば、10年で埋め立てを完了した時点において、負債を返済した上で約9億4500万円が残るほか、各種積立金が残る見通しであることが一応認められ、上記計画の内容については、施設の補修等を含む維持管理費、安全管理のための費用等の事業経費が過小であるとはいえず、収支の採算性のある合理的な計画であると評価することができる。また、本件予定地には、現在、被告が本事業のために本件予定地の買収等を依頼したY社等を債務者とする抵当権等の担保権（元本総額20億7500万円）が設定されていること、他方、被告は当該被担保債権の主債務者でも連帯保証人でもないこと、被告とY社の間では、被告が土地代金の支払いをするのと引き替えに、同社において被告に対し、担保権の設定登記を抹消した上で土地所有権の移転登記をする旨の合意が成立していることが一応認められる上、被告はY社が上記担保権の設定登記の抹消をしなかった場合に備え、その抹消費用として、元本相当額に相当する額の予備費を事業計画中に計上して、これを確保しているのであるから、上記担保権の存在が、本件事業計画に支障を与えるようなことはないものとの評価をするのが相当である。この点につき、原告らは、上記被担保債権には当然利息が発生していることをも考慮すると、上記元本額が確保されていると言うだけでは不十分である旨主張するが、被告は上記債務を支払う法的義務はない上、担保権が設定されていることにより直ちに土地の利用が阻害されるものではなく、さらに、本件処分場の営業を開始して産廃の搬入をするためには、千葉県の使用前検査を受けた後、県知事の業の許可を得る必要があるものであって、その際、事業遂行能力に関連して経済的審査もなされ、上記担保権の設定登記の抹消状況等についても考慮されることが見込まれるのであるから、原告らの批判をそのまま採用することはできない。	被告が本件施設の設置及び維持管理を的確に行うために必要とされる資産等を有しているとの事情はうかがわれない。むしろXに対する施設の新築工事請負代金のうちの出来高分（数千円）が不払いとなっている。また、同型の焼却炉を使用している同業者6社のうち利益が出ているのは許可の6倍以上の量を焼却している1社のみであり産廃の焼却のみによって利益を出すことは容易ではないものと解され、被告の事業計画及び主張に根拠はないといわざるを得ない。
	少なくとも債務超過の状態ではないこと。		
	施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。		
	役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。		
	未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。		
	利益が計上されているか否かについて、過去3年間程度の損益平均値をもって判断する。		
	欠損である場合にあっては、直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。		
高額の設備投資をする場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案する。			
提出を 求める 書類	資金の総額を記載した書類		
	資金の調達を記載した書類（借入先、利率等）		
	貸借対照表		
	損益計算書		
	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
判決の最終的判断を示した部分における記述	被告は本件事業計画を十分に遂行するに足りる経済的な基盤を有しているものと評価するのが相当である。	そもそも独立して経営活動を行いうる実体を有しているものとは認めがたい。本件施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識、技能及び経理的基礎を有するものとは認められない。	

「経理的基礎判例の整理（2／3）」

	番号	判決 2	2 3
	件名	産業廃棄物最終処分場建設差止	産業廃棄物処理業許可及び同処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件
	判決日	平成 1 8 年 2 月 3 日	平成 1 0 年 1 月 2 7 日
	裁判所名	鹿児島地裁	仙台地裁
	原告	住民	設置予定業者
	被告	設置予定業者	知事（許可権者）
	結果	一部認容、一部棄却	一部認容、一部棄却
審査留意事項	利益が計上されていること、又は、自己資本比率が 3 割を超えていることが望ましい。	被告は処分場の操業に要する費用として浸出液処理設備関係だけで年間 2 1 0 0 万円程度を見込んでいるが、それ以外に要する費用としてどの程度を見積もっているのかについては具体的な立証をしない。なお、許可申請段階における計画では借入金償還を除く事務費と付帯工事費とで年間 1 億 1 3 0 0 万円程度の費用を見込んでいたことが認められるが、浸出液処理設備の管理委託費等を考慮すると当初計画よりも相当高額になることは自明である。また、被告は処分場を稼働した場合に得られるであろう収益の見込みについても、具体的・客観的な裏付けのある立証をしていない。	原告自体としては現状では必ずしも本件計画に係る産廃施設を建設し運営していく十分な人的・物的能力、経理的基礎を有しているとは認めがたく、また本計画内容が十分に固まっているとはいえず、曖昧な部分があるほか、本件施設はかなり大規模なものであり、周辺地域の住民等に対しかなりの影響を及ぼす可能性があること等の諸事情が認められる。しかし、原告の株主である X 社はそれ相応の人的・物的能力及び資金的な基礎を有する会社と認められるし、同社は本件計画の実現のめどがつき次第、原告に資金を援助し、当該事業に参画する意思を有しているのであるから、直ちに本件計画が真摯に企画・立案されたものでないとか、責任の所在が不明確であるとはいえないと考えられる。
	少なくとも債務超過の状態ではないこと。		
	施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。		
	役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。		
	未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。		
	利益が計上されているか否かについて、過去 3 年間程度の損益平均値をもって判断する。		
	欠損である場合にあっては、直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。		
高額な設備投資をする場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案する。			
提出を 求める 書類	資金の総額を記載した書類		
	資金の調達を記載した書類（借入先、利率等）		
	貸借対照表		
	損益計算書		
	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
判決の最終的判断を示した部分における記述	被告が設置許可申請した後、住民や市長が公共関与を望んだのは、被告が資金面で処分場を継続的かつ安定的に運営できるか否かを心配していたからであるにもかかわらず、被告はその後も具体的な収支の見込みをたてることなく今日まで至っているのであり、この事実からは被告がその主張するような管理体制において本件処分場をその計画期間を通じて適切に維持管理できるかどうかは、相当に疑わしいものといわざるを得ない。		

「経理的基礎判例の整理（3／3）」

	番号	判決3	14
	件名	不作為の違法確認等請求事件	産業廃棄物最終処分場の譲受不許可処分取消請求事件
	判決日	平成19年5月21日	平成15年3月26日
	裁判所名	長野地裁	鹿児島地裁
	原告	設置予定業者	譲受予定業者
	被告	知事（許可権者）	知事（許可権者）
	結果	認容	棄却
審査留意事項	利益が計上されていること、又は、自己資本比率が3割を超えていることが望ましい。		被告が立入調査を行った結果、遮水シートに随所に破損が認められるなど管理型最終処分場として機能させるためには抜本的な再整備が必要であり相当高額な資金を要すると判断されるところ、金融機関に約1000万円程度の預金を有しているという事実だけでは原告が本件処分場の安定的な経営に適する財産的基礎有しているとは認められない。
	少なくとも債務超過の状態ではないこと。		
	施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。		
	役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。		
	未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。		
	利益が計上されているか否かについて、過去3年間程度の損益平均値をもって判断する。		
	欠損である場合にあっては、直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。		
高額の設備投資をする場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案する。			
提出を 求める 書類	資金の総額を記載した書類		原告は鹿児島銀行発行の残高証明書を提出した。
	資金の調達を記載した書類（借入先、利率等）		
	貸借対照表		原告は提出しなかった。
	損益計算書		原告は提出しなかった。
	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
判決の最終的判断を示した部分における記述	施設や申請者の能力に関する基準については、いずれもその文言から判断すべき内容が一義的に明確であるとはいえず、その判断に当たっては専門的、技術的な検討が不可欠である。被告が本件における主張で取り上げているもののうち経理的基礎については、弁論の全趣旨によれば、原告が本件土地を買い受ける際に根抵当権設定登記は抹消されていることが認められるから、その主張にあまり根拠はないが、油水分離施設の点などを含め、なお、専門的、技術的見地からの検討を経て処分をする必要があることは否定できず、本件各申請に対し、「行政庁がその処分をすべきであることが法令の規定から明らかである」とも「行政庁がその処分をしないことが裁量権の範囲を超え若しくはその濫用になる」とも認めることはできない。	原告の今後の事業展開によりこれを維持管理していくための経済的基盤が確保されることは確実である旨の主張については、このような将来の予測を許可不許可の基準とするところは廃棄物処理法の許容するところではないと解される。	

V-3 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る整理について

第1回及び第2回経理的基礎検討委員会での審議に基づき、法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可審査等に係る規定が十分なのかどうかについて、行政処分指針通知及び現行許可事務通知の内容を整理した。

1. 不正手段発覚による施設設置許可または業の許可の取消

許可の取消事由であることから、行政処分指針通知に規定されている。

平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号「行政処分の指針について（通知）」より

不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき（法第14条の3の2第1項第3号）

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に許可申請書及びその添付資料（商業登記簿等）に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に虚偽の回答をすること、あるいは暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいうこと。

なお、本来許可を受けることができないような者が、事実関係を偽るなどして処理業・施設設置の許可を受けた場合、当該者については到底適正な廃棄物処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼をも損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められることから、平成17年10月1日よりこの場合は直罰の対象とされたことにかんがみ、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたいこと。

2. 施設設置者の能力の不適合による施設設置許可の取消

行政処分指針通知には、施設設置者に能力がないと判断される事例として維持管理積立金が積み立てられていない場合が具体的に例示されているが、現行許可事務通知では触れられていない。

なお、維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられているかどうかを確認する書類は、許可申請時の提出書類に規定されていない。なお、積立額不足時には独立行政法人環境再生保全機構が都道府県知事に通知するシステムがある（施行規則第4条の11第2項）。

平成17年8月12日付け環産産発第050812003号「行政処分の指針について（通知）」より

第4 2（2）

産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき（法第15条の2の6第2号及び第15条の3第2項）

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。特に最終処分場にあつては、法第15条の2の3において準用する第8条の5で規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合について、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため機構（引用注：独立行政法人 環境再生保全機構）より都道府県知事に対して規則第4条の11第2項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて経理的基礎の状況の把握に努めること。また、資金調達に支障を来している等の経済的な要因により、施設設置に係る工事の着工が相当期間なされていない場合や工事が相当期間中断している場合にも、経理的状況の推移、事業内容等から照らして経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。

3. 法に基づく経理的基礎の審査内容の変遷

経理的基礎の審査に関する具体的内容は、12年許可事務通知で示された許可事務手続きの要領において定められている（最終改正平成18年9月4日付け環廃産発第060904003号）。また、産業廃棄物行政（許可事務以外）に関連した他の通知としては、旧行政処分指針通知があるが、行政処分指針通知により廃止されている。

許可の種別としては、産業廃棄物処理業と産業廃棄物処理施設設置、処分業と収集運搬業、新規許可と更新許可などと区分されるが、12年許可事務通知、現行許可事務通知、旧行政処分指針通知及び行政処分指針通知それぞれにおいて、経理的基礎の規定内容は同様であった。

許可事務における経理的基礎の審査に係る留意事項について、12年許可事務通知と現行許可事務通知を比較したところ、下表の（6）項において自己資本比率基準が低減されたこと以外は、12年許可事務通知から大幅な変更はなされていなかった。

項目	12年許可事務通知	現行許可事務通知
(1)	申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有するか否かを判断すること。	同 左
(2)	申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有するか否かを判断すること。	同 左
(3)	事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。	同 左
(4)	資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。	同 左

(5)	廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。	同 左
(6)	事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる（財政状態に関しては、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。	事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましいものと考えられる（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。
①	事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。	同 左
②	中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていることなどを確認すること。	同 左
③	利益が計上できているか否かについては、過去三年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあつても直前期が黒字に転換しているか否かを勘案して判断すること。	同 左
④	高額の設定投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。	同 左
⑤	経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。	同 左

(参考)許可の種類

許可の種類		法での記載箇条	備考
業の許可	収集運搬業許可	第14条第1項	
	同上 更新	同上	5年以内ごと
	同上 変更許可	第14条の2第1項	添付書類は新規時準用
	処分業	第14条第6項	
	同上 更新	同上	5年以内ごと
	同上 変更許可	第14条の2第1項	添付書類は新規時準用
施設の許可	処理施設設置許可	第15条第1項	
	同上 変更許可	第15条の2の5第1項	添付書類は新規時準用
	同上 譲り受け等	第15条の4	添付書類は新規時準用 相続の場合は届出

4. 業の許可と処理施設の許可の差異

現行許可事務通知における「許可の性質」の記載内容について比較したところ、申請者の能力のうち、経理的基礎に関しては要求される点で基本的に差はない。なお、平成18年の改正時においても根本的な変更はされていない。

項目	業の許可	処理施設の許可
通知内容 (申請事項等)	法第14条第5項及び第10項並びに第14条の4第5項及び第10項は、申請者が <u>技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない</u> 場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えられているものではないこと。	法第15条の2第1項は、施設の <u>設置に関する計画が技術上の基準に適合</u> すること、施設の設置及び維持管理に関する計画が <u>周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮</u> がなされたものであること、申請者の <u>能力が環境省令で定める基準に適合</u> すること及び申請者が <u>欠格要件に該当しないこと</u> のいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。
留意点等	<ul style="list-style-type: none"> 「技術に適合する施設」については、施行規則第10条の5に規定されている。 「能力」については、施行規則第10条の5に規定され、経理的基礎を有す 	<ul style="list-style-type: none"> 「処理施設設置に関する技術上の基準」については、施行規則第12条、第12条の2、第12条の6及び第12条の7に規定されている。 「周辺地域の生活環境の保全及び周辺

	<p>ることが含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「欠格要件」については、法第14条第10項第2号に規定されている。 <p>【参考】：平成17年8月12日付け環 産産発第050812003号 「行政処分の指針について（通知）」 における能力の定義 能力：<u>産業廃棄物の処理を的確に行 うに足りる知識若しくは技 能、又は産業廃棄物の処理を 的確かつ継続して行うに足り る経理的基礎を有しなくなる ことをいうものであること。</u></p>	<p>施設について適正な配慮」については、施行規則第12条の2の2に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「能力が環境省令で定める基準に適合」は、施行規則第12条の2の3項に規定され、経理的基礎を有することが含まれている。 ・「欠格要件」については、法第15条の2第1項第4号に規定されている。
--	--	---

V-4 自治体における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きの公表状況とその内容について（処分業の新規許可を主として）

各許可権者においては、一般的に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可についての審査手続きマニュアル等を作成しているが、インターネットで公表されているものは少ない。検索したところ、以下の自治体に係るものが得られた。

公開等	自治体	対 象
インターネット公開	宮城県	中間処分業・最終処分業
	愛知県（岡崎市でも公開）	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置
	岡山県	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置
	大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市	積替え・保管のない収集運搬業
	宮崎市	収集運搬業の更新の添付資料
今後公開予定	福島県	法人における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置

なお、八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）廃棄物問題検討委員会では、平成19年度に環境省に「産業廃棄物処理施設の許可制度の改善に向けての要望」を提出したが、平成20年度には経理的基礎の有無の判断に利用可能なガイダンスの作成を予定している。

ここでは、宮城県、福島県、愛知県及び岡山県の4県を対象とし、自治体における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きについて比較したところ、以下の共通点があった。

なお、経理的基礎については、4県いずれにおいても事前協議段階で要求していることに留意する必要がある。

- ① 施行規則に基づき経理的基礎を審査しており、債務超過を含む「自己資本比率」、「直前3年間の当期純利益の平均」、及び「直前決算の当期純利益」の組合せで判断している。
- ② 「直近3年以上の産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績を有する法人または個人」と「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績が3年未満の法人または個人」に類別している。
- ③ 基本的には、上記2類別の組合せ毎に、審査判断に用いる提出書類等を類別している。但し、各県により特徴がある。
- ④ 新規申請と更新申請で差違を設けていない。
- ⑤ 福島県を除き、基本的には収集運搬業と処分業で差違を設けていない。宮城県では、追加提出資料として処分業では未処理廃棄物に対する処分費用の留保の有無を確認している。

【宮城県における処理業等の許可における経理的基礎の審査手続き】

以下に該当する場合、それぞれに応じ、法定資料の他に追加資料の提出が必要である。

1. 営業実績が3年以上ある法人で以下に該当する場合

直前期自己資本比率	直前3期の経常利益の平均値	直前期分の経常利益	追加提出資料等
0～10%未満	赤字	赤字	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年間の事業（改善）計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表
マイナス (超過債務)	黒字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年間の事業計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表
		赤字	
	赤字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表 ・中小企業診断士による診断書
		赤字	不許可

2. 営業実績が3年以上ある個人で以下に該当する場合

直前期の資産の状況	直前3年間の所得税の納税状況	追加提出資料等
資産<負債	納税が発生している年あり 毎年納税していないが、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスである。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年間の事業（改善）計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表 ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表 ・中小企業診断士による診断書
	毎年納税が発生していない	不許可

3. 営業実績が3年未満の場合

提出書類：

法定資料

- ・直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
- ・資産に関する調書（個人の場合）
- ・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付額を証する納税証明書

(追加1)

- ・今後5年間の事業（改善）計画書
- ・今後5年間の収支計算書
- ・貸借対照表
- ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表

【愛知県における経理的基礎に関する審査の考え方】

1. 営業実績が3年間以上ある法人の場合

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益の平均値	直前期の経常利益	行政処分の内容			
			処分業	収集運搬業		
				積替保管あり	積替保管なし	
10%以上	プラス	黒字	原則基礎認定			
		赤字				
	マイナス	黒字			①必要時診断書	
		赤字				
0～10%	プラス	黒字	診断書			
		赤字				
	マイナス	黒字			原則基礎認定	
		赤字			診断書	
マイナス	プラス	黒字	②必要時診断書			
		赤字				
	マイナス	黒字			③必要時診断書	
		赤字				
			不許可			

注) 1. 「診断書」では、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。

2. 「①必要時診断書」とは、次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を要する。

(1) 経常損益において直前2期（直前期の1期前期、以下同じ。）の黒字から直前期に赤字に転落している場合で、経常損益の伸率（（直前期経常損失額－直前2期経常利益額）／直前2期経常利益額）がマイナス200%を下回る。

(2) 経常損益において直前2期、直前期ともに赤字の場合で、経常損益の伸率（（直前期経常損失額－直前2期経常損失額）／直前2期経常損失額）が100%を上回る。

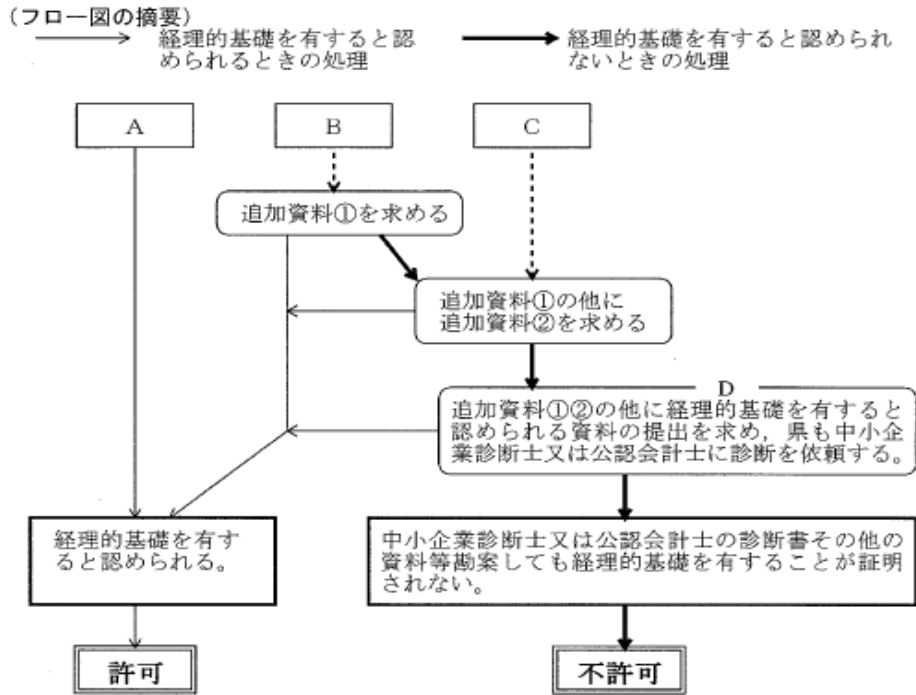
2. 営業実績が3年間以上ある個人の場合

直前期の資産状況	直前3年間の所得税の納税状況	行政処分の内容		
		処分業	収集運搬業	
			積替保管あり	積替保管なし
資産≥負債	毎年、納税している	基礎認原則定		
	納税していない年あり	診断書	原則基礎認定	
資産<負債	納税している年がある	診断書		
	毎年、納税していない	不許可		

3. 営業実績が3年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。

【岡山県における審査手続きの区分】



《直近3年以上の産廃処理業等の営業実績があるもの》

A~Cの適用対象（法人の場合）

適用	直前決算での自己資本比率	直前3期の当期純利益の平均	直前決算での当期純利益
A	10%以上	プラス	黒字 赤字
		マイナス	黒字 赤字
B	0~10%	プラス	黒字 赤字
		マイナス	黒字 赤字
C	債務超過	プラス マイナス	黒字 赤字

A~Cの適用対象（個人の場合）

適用	直前3期の所得税納付	X式
A	3期納付	X ≥ 0
B	2期納付	
	1期納付	X < 0
C	納付無し	
	3期納付	
C	2期納付	X < 0
	1期納付	
	納付無し	

※
X = 期末の事業主借 + 元入金 + 青色申告特別控除前の所得金額 - 期末の事業主貸

国の通知においては、「利益が計上できていること」となっており、『利益』として考えられるのは、一般的には「経常利益」、「税引き前当期利益」、「当期純利益」が考

えられる。岡山県では、最終的な当該決算期の利益は当期純利益であると考え、「利益」の指標として「当期純利益」を採用している。

《産廃業等の直近の営業実績が3年未満のもの》

①産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に関してはないが、その他の事業について3年以上の営業実績があるものはBに位置づける。

提出書類：

法定資料

- ・直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
- ・資産に関する調書（個人の場合）
- ・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付額を証する納税証明書

(追加資料①)

- ・提出可能な年数分の税務署受付印押印済みの確定申告書の写し
- ・今後5年間の事業（改善）計画書及び収支計算書（法人にあつては、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を含む）
- ・債務超過又は利益計上が出来なかった理由書、その改善計画書及び知事が必要と認めた資料

(追加資料②)：追加資料①で経理的基礎が確認出来ないCの場合には、提出が必要である。

- ・中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- ・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- ・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）
- ・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）
- ・その他知事が必要と認めた書類

②その他の事業に関しても営業実績がないものは、別途に資料設定

提出書類：

- ・今後5年間の事業計画書及び収支計算書（法人にあつては、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を含む）
- ・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- ・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）
- ・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）
- ・中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- ・その他知事が必要と認めた書類

上記書類で、経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とするが、判断に当たっては、県が依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案する。

【福島県の処理業等における経理的基礎の審査手続き準則】

岡山県の基準をブラッシュアップしたもので、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請が法人によって行われている状況に鑑み法人用に限定している。法人が3年以上の実績があるか否かによって分類し、3年未満については、更に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る営業実績はないが、その他の事業については営業実績がある場合と、その他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合に分類し、手続き準則を定めている。

なお、国の通知と同じく、岡山県においては、「利益が計上できていること」を求めており、「利益」の指標としては「当期純利益」を採用している。

1. 直近の3年以上申請に係る産廃処理業等の営業実績を有する法人

直前の自己 資本比率	直前3年間の 当期純利益 の平均	直前決算の 当期純利益	提出する書類等
10%以上	黒字	黒字	(A ケース) ：法令で定める書類 ・直前3年の貸借対照表及び損益計算書 ・直前3年の税務署受付押印の確定申告書の写し ・直前3年の所得税の納付額および納税証明書
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	
0～10%未満	黒字	黒字	・税務署発行の消費税の納税証明書 ・都道府県税に未納がない旨の証明書 ・直近3年の「売上（製造）原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書」 ・直近3年の勘定科目内訳明細書 ・直近3年の減価償却明細書 ・直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』（日本税理士連合会制定） ・今後5年間の事業（改善）計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（最終処分場の場合は、廃止までの間） ・債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書 ・知事が必要と認めた資料
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	
マイナス (債務超過)	黒字	黒字	
	赤字	黒字	

直前の自己 資本比率	直前3年間の 当期純利益の平均	直前決算の 当期純利益	提出する書類等
マイナス (債務超過)	赤字	赤字	<p>(C ケース)</p> <p>B ケースの提出書類に加え下記追加書類②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書 ・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等） ・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等） ・中小企業診断士又は公認会計士の診断書（過去5年間の財務状況の現状、事業運営に係る財務上の問題点、具体的な改善策及び改善効果） ・知事が必要と認めた資料

2. 申請に係る産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の3年間の営業実績はないが、その他の事業の営業実績がある場合

直前の自己資本比率	直前3年間の当期純利益の平均	直前決算の当期純利益	提出する書類等
10%以上	黒字	黒字	(B ケース) に同じ <ul style="list-style-type: none"> 直前3年の貸借対照表及び損益計算書 直前3年の税務署受付押印の確定申告書の写し 直前3年の所得税の納付額および納税証明書(追加書類①) 税務署発行の消費税の納税証明書 都道府県税に未納がない旨の証明書 直近3年の「売上(製造)原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書 直近3年の勘定科目内訳明細書 直近3年の減価償却明細書 直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』(日本税理士連合会制定) 今後5年間の事業(改善)計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書(最終処分場の場合は、廃止までの間) 債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書 知事が必要と認めた資料
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	
0～10%未満	黒字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> 直前3年の貸借対照表及び損益計算書 直前3年の税務署受付押印の確定申告書の写し 直前3年の所得税の納付額および納税証明書(追加書類①) 税務署発行の消費税の納税証明書 都道府県税に未納がない旨の証明書 直近3年の「売上(製造)原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書 直近3年の勘定科目内訳明細書 直近3年の減価償却明細書 直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』(日本税理士連合会制定) 今後5年間の事業(改善)計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書(最終処分場の場合は、廃止までの間) 債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書 知事が必要と認めた資料
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	
マイナス(債務超過)	黒字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> 直前3年の貸借対照表及び損益計算書 直前3年の税務署受付押印の確定申告書の写し 直前3年の所得税の納付額および納税証明書(追加書類①) 税務署発行の消費税の納税証明書 都道府県税に未納がない旨の証明書 直近3年の「売上(製造)原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書 直近3年の勘定科目内訳明細書 直近3年の減価償却明細書 直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』(日本税理士連合会制定) 今後5年間の事業(改善)計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書(最終処分場の場合は、廃止までの間) 債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書 知事が必要と認めた資料
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	
マイナス(債務超過)	赤字	黒字	<ul style="list-style-type: none"> 上記の提出書類に加え下記追加書類 金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書 必要資金の確保を裏付ける書類(資産状況証明書、融資証明書等) 関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類(財務諸表、事業報告書等) 中小企業診断士又は公認会計士の診断書(過去5年間の財務状況の現状、事業運営に係る財務上の問題点、具体的な改善策及び改善効果) 知事が必要と認めた資料
		赤字	
	赤字	黒字	
		赤字	

3. 申請に係る産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績だけでなく、その他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合

当該場合については、本来、審査の基礎資料とすべき貸借対照表・損益計算書、確定申告書の写し等を提出できないことから、以下の資料を提出させる。

<p>基本的追加資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後5年間の事業（改善）計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（最終処分場の場合にあっては、廃止までの間） ・ 金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書、今後の返済計画書 ・ 必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等） ・ 関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等） ・ 知事が必要と認めた資料
<p>経理的基礎立証のための追加資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士又は公認会計士の診断書 ・ 知事が必要と認めた資料

V-5 登記簿謄本及び新会社法の整理

1. 登記簿謄本の種類と記載事項について

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の審査にあたっては、事業の用に供する土地の不動産登記簿謄本の提出を求め、当該土地について、事業の継続的運営に支障を来す恐れのある所有権・担保権・用益権に関する登記がないか確認する必要がある。

また、処理業許可及び施設設置許可の申請者が法人である場合には、商業登記簿謄本の提出を求め、当該法人が適法に設立登記された実在する法人であることの確認も必要である。

① 登記簿謄本の種類（希望すれば誰でも閲覧・請求が可能）

- 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書）
 - ・会社の状況、代表取締役の住所、設立年月日、移転履歴など、基礎情報を得ることにより偽会社であるかどうかチェックできる。
- 不動産登記簿謄本
 - ・登記所が管理している不動産の物理的概要及び権利の得喪変更が、土地は「地番ごと」建物は「家屋番号ごと」に記録されている。

② 土地登記簿謄本（全部事項証明書）の記載事項

- 登記簿は、「表題部」「権利部（甲区）」「権利部（乙区）」に分けられている。
- 証明書の最終ページには法務局の捺印がある。
- 「表題部」は、不動産の物理的概要を表すものである。
 - ・「所在」：地番の上につく市町村名と「大字名」または「丁目」の表示
 - ・「地番」：一筆ごとに土地につけられた番号で、所在表示とは異なる場合がある。公図に記載された数字と一致。
 - ・「地目」：土地の種類で田、畑、宅地、山林などと表示される。現在利用されている実態とは必ずしも一致しない。
 - ・「地積」：土地の登記簿上の面積を表す。実測面積とは相違する場合がある。
- 「権利部甲区」は、その不動産の「所有権」に関する事項が記載されている。
 - ・「所有権に関する事項」の登記には、所有権の登記・所有権移転の仮登記・差押・仮差押・売買の予約・買い戻し特約、競売の予約などがある。
 - ・所有権登記以外の登記がある場合には、その抹消がどうなっているのか、必ず確認する必要がある。
 - ・一番最後に記載されているのが登記簿上の所有者であるが、その前に仮登記などがある場合は本登記に変わった時に権利関係が変化する恐れがあり注意が必要となる。仮登記や差押などは、抹消されておれば抹消と記載されるので確認が必要である。
 - ・「順位番号」：登記された順番を表す。
 - ・「登記の目的」：「所有権移転」など登記の目的を表す。

- ・「受付年月日・受付番号」：法務局の登記受付年月日及び受付番号が表示される。
 - ・「原因」：「売買」「相続」「贈与」などの所有権に関する原因を示す。
 - ・「権利者その他の事項」
：所有者の氏名と住所が記載され、共有の場合には持分なども記載されるほか、所有権移転の仮登記や差押などの場合にはその内容が記載される。
- 「権利部乙区」は、その不動産の「所有権以外」に関する事項が記載される。
- ・「所有権以外に関する事項」の登記には、抵当権、賃借権、地役権その他の権利などがある。
 - ・土地を売買する際には「権利部乙区」の登記を全て抹消するのが基本で、地役権を除く乙区の登記がある場合は、その抹消がどうなっているか確認する必要がある。
なお、地役権は、看板などを出させて貰う権利や、通行だけを認める権利、下水管・高圧線を通す権利などを登記した物で、利用上支障がなければ抹消する必要はない。
 - ・抵当権設定の最後に「共同担保」と記載されている場合は、他の不動産も一緒に抵当に入っていることを示している。共同担保目録付きの全部事項証明書を取得すれば共同担保が何であるか確認できる。
 - ・抵当権には、継続的に発生する債務を一定の極度額まで担保する「根抵当権」と個別の債務に限定して設定される「(普通) 抵当権」がある。共に、融資などの担保として銀行などにより設定されるが、「(普通) 抵当権」は設定の原因となった借入金などの返済が進むと担保金額がそれに連れて自動的に減額されるのに対し、「根抵当権」はその担保権が登記された債権額を上限として反復利用される。
抵当権者は、債務者が債務の返済を滞らせた場合など一定の条件に達すると、抵当権を実行（競売申立）し担保不動産の売却代金から貸金の回収を図ることとなる。
 - ・「順位番号」：登記された順番を表していて、権利関係の優劣は順位番号の通りに決まる。但し、順位変更をしている場合もある。
 - ・「登記の目的」：「抵当権設定」など所有権以外の権利についてどんな目的の登記がされているかを表す。
 - ・「受付年月日・受付番号」：法務局の登記受付年月日及び受付番号が表示される。
 - ・「原因」：登記目的の原因などを示す。
 - ・「権利者その他の事項」：ここを見ることでこの不動産にどんな内容の権利がついているのかがわかる。権利が抵当権なら、「債権額」「利息」「損害金」「債務者」「抵当権者」などが記載される。

2. 「会社法」における計算書類の概要

平成18年5月1日に「会社法」が施行された。それまで日本には会社法という正式名の法律はなく、会社や経営に係わる法律はカタカナ文語体で記された「商法第2編 会社」「有限会社法」「商法特例法」などに分かれており、これらを総称して「会社法」と便宜的に呼んでいた。新たに生まれた「会社法」は、現代の経済グローバル化の経営環境の進行に対応するために「企業の競争と自己責任を後押しする」ことを一貫した概念としたものである。

① 「会社法」での主な変更点

内 容	「会社法」	「旧商法」
条文の表記	ひらがな口語体	カタカナ文語体
設立できる会社	株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社	株式会社、有限会社、 合名会社、合資会社
最低資本金額	制限なし	株式会社：1000万円 有限会社：300万円
発起設立時の 払込金保管証明	払込があったことを 証する書面で可	必 要
取締役の数	1人以上	株式会社：3人以上 有限会社：1人以上
取締役の任期	原則2年 (株式譲渡制限会社は最長 10年)	株式会社：原則2年 有限会社：制限なし
会計参与	全ての株式会社で設置可能 (新 設)	規定なし
同一市町村の 類似商号	可 能	不 可
M&A	規制を緩和	厳しく規制

② 計算関係書類

計算書類とは、会社法（又は旧商法）で定められている作成書類で、主に株主や債権者を対象として、会社の財政状態や経営成績を示す書類を言う。旧商法からの変更点としては、下記のような点が上げられる。

- ・ 利益処分案が廃止され、かわりに、株主資本等変動計算書が新設された。
- ・ 貸借対照表・損益計算書等の注記として取り扱われていた事項が、個別注記表という新しい計算書類に統合された（注記事項が追加されているものの、商法の取扱とは変更されていない）。
- ・ 商法では、「営業報告書」と呼ばれていたものの名称が、「事業報告」に変わった。
- ・ 「営業報告書」は旧商法では計算書類に含まれていたのが、「事業報告」は計算書類には含まれなくなった。

種類	会社法	
計算書類等	計算書類	貸借対照表
		損益計算書
		株主資本等変動計算書
		個別注記表
	事業報告	
	計算書類附属明細書 事業報告附属明細書	

旧商法	
計算書類	貸借対照表
	損益計算書
	利益処分案（損失処理案）
	営業報告書
附属明細書	

※「個別注記表」に記載すべき事項

注記項目	会社法				旧商法
	会計監査人 非設置会社		会計監査人 設置会社	持分 会社	
	非公開会社	公開会社	公開会社		
1. 継続企業の前提	×	×	○	×	○
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○	○	○
3. 貸借対照表に関する注記	×	○	○	×	○
4. 損益計算書に関する注記	×	○	○	×	○
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	×	×
6. 税効果会計に関する注記	×	○	○	×	○
7. リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	○	×	×
8. 関連当事者との取引に関する注記	×	○	○	×	×
9. 1株当たり情報に関する注記	×	○	○	×	○
10. 重要な後発事象に関する注記	×	○	○	×	営業報告書
11. 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	○	×	×
12. その他の注記	○	○	○	○	○

注記) ○：要記載、×：省略可 ：多くの中小企業に相当

※※「事業報告」に新たに追加すべき事項

(旧商法の「営業報告書」に新たに追加すべき事項)

1. 取締役および監査役の報酬等の額
2. 社外役員に関する事項
3. 内部統制システムに関する事項
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針
6. 社外役員報酬の区分

【 参 考 資 料 集 】

① 施行規則【抜粋】	5 6
② (株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の 概要について(千葉県作成)	6 2
③ エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等(環境省作成)	6 6

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 【抜 粋】

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

最終改正：平成一九年二月一五日環境省令第四号

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 [法第十四条第六項](#)の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業の範囲
 - 三 事務所及び事業場の所在地
 - 四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）
 - 五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。）の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）
 - 六 事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
 - 七 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ニ 処分等のための保管上限
 - ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
 - 八 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - 九 第九条の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項
- 2** 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が[法第十五条第一項](#)の許可を受けた施設である場合を除く。）
 - 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 四 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - 五 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、[海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十三条](#)に規定する登録済証の写し
 - 六 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 - 七 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 八 第九条の二第二項第六号から第十四号までに掲げる書類
- 3** 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。
- 一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり[法第十四条第六項](#)の許可を受けて産業廃棄物の処分を業としての確に行っていること。
 - 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、イ

インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

公開事項	更新すべき場合
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更の都度
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の氏名及び就任年月日	変更の都度
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容	変更の都度
ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容	変更の都度
ホ 事業計画（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ヘ 第十条の六に規定する許可証の記載事項	変更の都度
ト 事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	変更の都度
チ 事業場の処理工程図	変更の都度
リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）	変更の都度
ヌ 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。）	六月ごとに一回
ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録（第十二条の七の三第一号ハ及びニ、第三号の二ハからヘまで、第二号ハ及びニ、第三号ハ及びニ、第四号ハからホまで、第五号ロからヘまで、第六号ロからヘまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。）	六月ごとに一回
ヲ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	一年ごとに一回
ワ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
カ 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）
ヨ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数	変更の都度
タ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数	変更の都度

レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する 事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）	変更の都度
--	-------

- 三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。
- 4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- 5 都道府県知事は、申請者が[法第十四条第一項](#)若しくは[第六項](#)、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。
- 6 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号から第五号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（産業廃棄物処分業の許可の基準）

第十条の五 [法第十四条第十項第一号](#)（[法第十四条の二第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
- (4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破砕施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破砕施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る**経理的基礎**を有すること。

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の

埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

- (2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる**経理的基礎**を有すること。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 [法第十五条第二項](#) の申請書は、様式第十八号によるものとする。

- 2 前項の申請書に[法第十五条第二項第六号](#) の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 産業廃棄物処理施設の位置
 - 二 産業廃棄物処理施設の処理方式
 - 三 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
 - 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
 - 五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
 - 六 その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項
- 3 第一項の申請書に[法第十五条第二項第七号](#) の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - 三 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- 4 第一項の申請書に[法第十五条第二項第八号](#) の災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - 二 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - 三 火災の発生の防止に関する事項
 - 四 その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項
- 5 [法第十五条第二項第九号](#) の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 [令第七条第三号](#)、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設にあつては、焼却灰等の処分方法
 - 二 [令第七条第四号](#)、第六号及び第十一号に掲げる施設にあつては、汚泥等の処分方法
 - 二の二 [令第七条第十一号の二](#) に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
 - 三 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分の計画
 - 四 当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - 六 申請者が[法第十四条第五項第二号](#) に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - 七 申請者が法人である場合には、[法第十四条第五項第二号](#) に規定する役員の氏名及び住所
 - 八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
 - 九 申請者に[令第六条の十](#) に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - 三 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
 - 四 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 五 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 六 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 十 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - 十一 申請者が[法第十四条第五項第二号](#)イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 十二 申請者が[法第十四条第五項第二号](#)ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - 十三 申請者が法人である場合には、[法第十四条第五項第二号](#)ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - 十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - 十五 申請者に[令第六条の十](#)に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 7 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- 8 都道府県知事は、申請者が[法第十四条第一項](#)若しくは[第六項](#)、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十二条 [法第十五条の二第一項第一号](#)（[法第十五条の二の五第二項](#)において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤

等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

② (株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の概要について (千葉県作成)

1. 事件名

産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件

2. 当事者

原告 住民6名(廃棄物処理施設設置予定地の近隣住民)

被告 千葉県知事 堂本暁子

3. 請求の主旨

千葉県知事が平成13年3月1日付けで、(株)エコテックに対してした廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条1項の規定による産業廃棄物処理施設設置の許可の取消を求める。

4. 経緯

平成10年6月8日 廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請書受理

平成11年4月27日 千葉県が不許可処分

平成11年4月28日 事業者が厚生大臣に対し、行政不服審査請求

平成12年3月30日 厚生省が不許可処分の取消の採決

平成13年3月1日 千葉県が施設設置を許可

平成13年5月29日 住民が設置許可の取消しを千葉地裁に提訴

平成14年2月12日 第一回口頭弁論

平成14年5月24日から平成18年10月27日まで21回の弁論準備

平成19年3月13日 最終口頭弁論

平成19年8月21日 判決言渡し

平成19年9月4日 東京高裁に県控訴 現在、係争中

5. 争点

①適用法令(廃棄物処理法:平成7年改正法、9年改正法、12年改正法)

②許可基準の審査の適否

ア 「技術上の基準」の適合

イ 周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮

ウ 申請者の能力(経理的基礎の有無)

エ 属性(欠格要件)

6. 判決概要

平成13年3月1日付けで、(株)エコテックに対して産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を取り消す。

(理由) 本件処分場の設置及び維持管理についての経理的基礎については、法の要求する程度を満たしていない。

7. 判決に対する県の基本的主張

- 今回の判決は、現行審査制度の枠を超えた審査を請求するものである。
- 現行法令のもとでは、県の審査は適法であり、それに基づく許可も適法である。
- 今回の判決には、県に簿外債務や第三者債務の把握など事実上不可能なことを要求したり、許可時に存在しない登記の抹消費用を加算するなど妥当性のない認定がある。

- ① 経理的基礎の審査に当たって、「申請書類として提出されているか否かなど被告の知・不知に関わらず審査すること」を要求しているが、現行制度では、法令で定められた提出書類に基づいて審査することとされている。
- ② 事業者の債務を把握することについて、どのような場合に、どこまで調査すべきかが法令上明確にされていない。特に、簿外債務や第三者債務などの実態把握は事実上困難である。
- ③ 判決の内容は、現行制度の枠を超えた審査と実質的に不可能な審査義務を県に課すもので、少なくとも法令等の改正を要するものである。
- ④ 以上、今回の判決は、県の審査の不十分さを指摘しているものであるが、その実質は現在の廃棄物処理施設の許可制度（経理的基礎の審査）に改善すべき点があることを示したものである。

(参 考)

1 当裁判に関連した民事裁判の状況

住民と(株)エコテックが争っている「産業廃棄物最終処分場建設・操業差止請求事件」については、平成19年1月31日に住民側勝訴の判決がでており、現在、東京高裁で係争中。

経 緯

- 平成14年2月12日 住民が千葉地裁に業者の工事差止の仮処分を請求
- 平成15年6月 4日 千葉地裁が工事差止の仮処分の申し立て却下
- 6月17日 住民が東京高裁に抗告
- 10月15日 住民が千葉地裁に建設差し止めを申し立て（本訴）
- 平成17年5月10日 東京高裁が工事差止の仮処分の抗告を棄却
- 5月16日 住民が最高裁に特別抗告
- 10月11日 最高裁が工事差止の仮処分の特別抗告棄却
- 平成19年1月31日 千葉地裁で建設差し止め申し立ての判決（住民勝訴）
- 2月13日 (株)エコテックが東京高裁に控訴 現在係争中

2 産業廃棄物最終処分場（管理型）計画の概要

- (1) 計画者 (株)エコテック
- (2) 計画地 銚子市、旭市、東庄町
- (3) 処分場面積 62,196 m³ (埋立面積 47,854 m³)
- (4) 埋立容量 742,838 m³
- (5) 取扱品目 燃えがら、汚泥等11品目

(株)エコテックの事業計画（申請時）

総収入 約 222 億 4300 万円

収入	事業開始資金 70 億 2750 万円 全額 J リースから借入	事業収入 約 152 億 1550 万円
----	--	-------------------------

営業利益
約 19 億 3880 万円

総支出 約 203 億 420 万円

支出	事業支出（土地代、工事費、借入金償還、維持管理積立金等） 約 203 億 420 万円
----	--

70 億 2750 万円を借入れるために建設地の担保権を抹消する費用を事業開始資金に加算する。

裁判所の判断

総収入 約 259 億 1500 万円

収入	事業開始資金 70 億 2750 万円 全額 J リースから借入	事業収入 約 152 億 1550 万円	担保権抹消費用 36 億 7200 万円 (借入)
----	--	-------------------------	---------------------------------

営業損失
約 15 億 9770 万円

支出	事業支出（土地代、工事費、借入金償還、維持管理積立金等） 約 275 億 1270 万円	エコテック以外の第三者債務 18 億 2200 万円 (借入返済)	エコテックの簿外債務 18 億 5000 万円 平成 13 年 8 月 10 日 登記 (借入返済)
----	---	---	---

(県の主張)
第三者の債務であり、全額をエコテックが負担するかはわからない。

(県の主張)
簿外債務のため、許可時点で把握することはできなかった債務である。また、許可時には登記されていない。

③エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等（環境省作成）

経理的基礎以外の部分の判決内容

1 適用法規について

- ① 平成9年改正法附則第5条第1項に規定された経過措置により平成7年法が適用される規定及び規定の一部については、平成12年改正法の規定に関わらず平成7年法の規定及び規定の一部が適用され、平成9年改正法及び平成12年改正法に係る規定は適用されない。
- ② 平成12年改正法に係る規定のうち、附則第4条により平成12年法第15条の2第2項の規定は適用されない。
- ③ これらを除く平成9年法を実質的に改正した平成12年法の規定及び規定の一部が適用されることになるというべき。

2 原告適格について

- 原告（A～F）のうち、A、B、C、Dについては、有害な浸出水が排出された場合及び焼却灰の飛散があった場合にあっても、生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれがあると認めることはできないことから、本件許可処分の取消を求める原告適格を有さないというべきである。

3 本件許可処分に当たり適用すべき共同命令の規定及び審査すべき技術上の基準への適合性について

- 本件許可処分において適用される共同命令第1条第1項の規定のうち共同命令第2条第1項第4号で例によるべき規定は、本件で争点に関係しない平成10年共同命令第1条第1項第1号を除外すると、同項第4号、第5号イ（3）、へ、第6号及び平成12年共同命令第1条第1項第5号へ（但し書き省略）並びに平成5年共同命令第1条第1項第5号イ及びロになるというべきである。

また、設置許可の段階における技術上の基準に係る審査においては、専ら、使用前検査によって確認すべき事項や、使用開始後の実際の維持管理において規制されるべき事項、廃止時の規制に係る事項については、その対象とはならないと解すべきである。

4 擁壁等の設置について

- （原告らは本件予定地の基礎地盤が十分な強度を有しておらず、堰堤の自重に対して安全ではない旨主張するが、）原告らの主張はいずれも採用できない。

5 遮水層の要件について

- （原告らは本件処分場の遮水工は地下水の有効な排水が行われなかった場合、遮水シ

ート自体に水圧がかかり破損するおそれがあるなどとして地下水の影響による遮水工の問題点を主張するが、) 原告の主張は採用できない。また、原告の主張は理由がない。

6 基礎地盤について

→ 平成12年共同命令第1条第1項第5号イ(ハ)(2)の規定に係る要件は、本件許可処分の技術上の基準にはならないから、これを違法事由とする原告らの主張は失当であるというべきである。

7 遮水層の表面の覆いについて

→ 原告の主張は採用できない。

8 地下水集排水設備について

→ 原告らの主張は失当であるというべきである。

9 保有水等集排水設備及び調整池について

→ 原告の主張は理由がない。

10 浸出液処理設備について

→ 原告らの主張は採用できない。

11 周辺地域の生活環境保全について

→ 原告らの主張は採用できない。

12 業務の不正又は不誠実について

→ 原告らがいわゆる欠格事項該当性に係る違法を主張することは、自己の法律上の利益に関係のない違法に当たり、これを理由に本件許可処分の取消を求めることはできないというべきである。

13 手続の欠如について

→ 原告らの主張は理由がないというべきである。

1 経理的基礎を欠くことが違法となる場合について

法が経理的基礎があることを最終処分場の設置許可の要件とした趣旨は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に当たっては多額の資金を要することから、設置者の経理的な基礎が不十分であることにより不適正な産業廃棄物の処分や同処理施設の設置及び維持管理が行われることを防ぐために、産業廃棄物処理施設設置許可申請者の総合的経理能力並びに産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理のための資金計画を審査することにしたものであって、一次的には公衆の生命、身体の安全及び環境上の利益を一般的公益として保護しようとしたものと解され、産業廃棄物処理施設一般について、直接的に産業廃棄物処理施設の周辺に居住する者の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むと解することは困難である。

(確かにそうではあるが、) 人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である管理型最終処分場については、設置者の経理的な基礎が不十分であることにより不適正な産業廃棄物の処分や同処分場の設置及び維持管理が行われた場合には、有害な物質が許容限度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こすことがあり得る。

そうすると、経理的基礎は、単に健全な経営の維持にとどまらず、施設の安全面をも資金的観点から担保する機能を果たすものといえることができる。

このような法及び規則の規定の趣旨・目的及び前記災害による被害の内容・性質等を考慮すると、設置段階の設置者の資金計画等からして、およそ同処分場の適正な設置及び維持管理が困難であるとか、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高いなど、管理型最終処分場の周辺住民が生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くような場合において、法及び規則の規定が前記被害が想定される住民の生命又は身体等の安全を保護する趣旨を含まないものとまでいうことはできないというべきである。

したがって、法及び規則の規定は、周辺住民が重大な被害を被るおそれのある災害等が想定される程度に至る経理的基礎を欠くような場合には、もはや公益を図る趣旨にとどまらず、周辺住民の安全を図る趣旨から、周辺住民個人の法律上の利益に関係のある事由について定めているというべきである。

そうすると、経理的基礎を欠くことにより違法となる場合は、設置段階の設置者の資金計画等からして、およそ管理型最終処分場の適正な設定及び維持管理が困難であるとか、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高いなど、管理型最終処分場の周辺住民が生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くような場合に限られるというべきである。

2 認定される事実

(ア) 平成11年度(平成11年3月1日～12年2月29日)の貸借対照表(別紙8の1、平成12年4月28日付け)によると、資産は22億8,043万5,757円でその構成は借入金が主体である。借入先は、Gが約11億8,000万円及びHが10億8,000万円である。

また、損益計算書(別紙8の2、平成12年4月28日付け)によると平成11年度に係る売上げ及び所得は計上されていない。

(イ) 事業計画について

資料の名称	内 容
別紙8の3「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」	事業開始資金の総額(70億2,750万円)及びその資金の調達方法 <主な内容> 事業開始資金のすべてを金融機関等から融資を受けることを予定。その融資実行まではファイナンス会社からのつなぎ融資を受ける。
別紙8の4「資金計画書」 ”資金計画”という。	事業開始に係る資金の調達計画
別紙8の5「年度別資金計画書」 ”収支計画”という。	事業開始後の収支計画 <主な内容> 処分業の収益のみを基に下記支出を行い、埋め立て終了時において19億3,880万円3,000円が残ることとなっている。 <主な支出> 人件費、事務所経費、借入金の元利金の返済費用、土木工事保険費用、請負賠償責任保険費用、天災等不稼働保険費用、環境保険費用、維持管理積立金(8億4,000万円)
別紙8の6「事業収支の計算根拠について」	計画の前提とした条件を記載したもの
増資計画書(平成12年11月13日付け)	許可処分後、平成14年12月末までにGが自己資金及びエコテックへの貸付金を基にして1億8,000万円の増資を引き受ける。 ※Gは(株)エコテックの元代表取締役

(ウ) 事業開始資金の調達方法について

(株)エコテックは、I銀行(50億円)及びJ銀行等の金融機関(20億2,750万円)の協調融資を受ける予定だが、許可前には融資証明等が受けられないため、それまでの間は一時的にファイナンス会社から同額の融資を利用することとし、千葉県にその旨報告(平成12年11月13日付け)したが、その利息は明確にされていなかった。

また、(株)エコテックは、許可処分時まで、千葉県に対してKの融資内諾書(平成12年12月21日付)を提出した。

<融資内諾書の内容>

本件予定地に第1順位の抵当権を設定できることを条件に、Kは(株)エコテックに対して71億円を融資する。

(エ) 本件予定地に対する被担保債権について

別紙9「被担保債権一覧表」には、被担保債権の総額が36億7,200万円とされているが、本件各担保権の抹消にかかる費用は計上されていない。

(オ) その他借入金について

(株)エコテックは平成11年9月16日付けでLから18億5,000万円を借入れた。これは平成11年度貸借対照表に記載がない。

なお、(株)エコテックは借入を行ったのではなく、その旨の抵当権設定登記が無断でなされたものである旨を千葉県に報告しているが、登記申請書類に当時の代表取締役であるGの署名・印鑑証明書が添付されていることなどからすれば、この報告は信用できない。

(カ) 厚生省通知について

平成12年9月29日付け衛産第79号通知に経理的基礎の審査の目安が示されている。

3 裁判所の判断

○(株)エコテックはその資本のほとんどが借入金で構成されており、自己資本が著しく少ない状態であったから、銀行等の金融機関から本件処分場の事業開始資金の融資を受けるに当たっては、本件予定地のすべてに融資元の金融機関の第1順位の抵当権等を設定する必要があるというべきである。

○そうすると、(株)エコテックは、本件許可処分当時、同社が本件予定地を所有していたか否か又は所有する予定であったか否か、同社は本件各被担保債務の債務者又は保証人であるか否かなど、法的に本件各被担保債務を弁済すべき義務を負う可能性があるか否かに関わらず、銀行等の金融機関から、本件処分場の事業開始資金70億2,750万円を借り入れるためには、本件各担保権を抹消する必要があると認められる。

許可処分当時(平成13年3月1日)の本件各被担保債権額の残額は明らかではないが、本件各被担保債権の借入れ日が許可申請日(平成10年6月8日)に近接した前後の借入れ日であることや本件各被担保債権の利息のほとんどが15%であること、(株)エコテックは銀行等の金融機関からの融資を得ると同時に、これら負債をすべて返済した上で、本件予定地に融資元金融機関の第1順位の抵当権等を設定する計画であったと推認されることなどからすれば、本件事業資金を借り入れる時点においては、少なくとも本件各被担保債権額の元本相当額が残存している蓋然性が高いと言ふべきであり、同元本相当額が本件各担保権を抹消するために必要な費用額であると推認するに難くない。

○したがって、(株)エコテックは事業計画において、事業開始資金70億2,750万円に、本件各担保権の抹消に係る費用36億7,200万円を加えた106億9,950万円を事業開始資金として計上する必要があるというべきである。

○裁判所認定の年度別資金計画を別紙8の7に示す。

○(株)エコテックのように自己資本が著しく少額であって、その事業開始資金のすべてを借入金のみ依存して最終処分場を設置し、営業利益によって借入金を返済する計画である場合には、設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足りる程度に経理的基礎を有するか否か判断するためには、本件許可処分時において、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率などの融資内容及びその条件が明確にされ、融資の実行を受けられることが相当程度確実であるといえる必要があるというべきである。しかし、イで認定した事実によると、融資元金融機関、融資内容及びその条件は明確ではなく、本件許可処分時において、最終的な資金調達方法及びその条件はおよそ不明確であるといわざるを得ない。

そうすると、そもそも(株)エコテックが事業開始資金106億9,950万円の融資を受けられるか、仮に受けられる場合においても、本件収支計画で設定した借入条件(期間10年、年利2.3%)で融資を受けられるかについて重大な疑問が生じるというべきである。

○また、この点をさしおくとしても、別紙8の7裁判所認定の資金計画によると、(株)エコテ

ックは本件処分場での事業開始1年目から7年目までは黒字であるものの、8年目から11年目までは単年度収支が赤字となり、累計でも9年目からは赤字となる。さらに、埋め立てを終了する11年目には累計で15億9,771万4,430円の赤字となることになり、埋め立て完了時に計画どおりの利益を確保できないばかりか、埋め立て完了までに多額の赤字が発生することが想定される。

○他方、千葉県は、本県処分場の事業開始資金が106億9,950万円を前提とした場合に、それでもなお(株)エコテックの事業の収支計画が、少なくとも本件処分場で原告らに対して生命又は身体等に係る重大な被害を直接に生じさせるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くものではないことについて、具体的な主張立証を行っていない。

○まとめ

- ・裁判所認定の収支計画を前提とする限り、(株)エコテックは本件許可処分時点ですでに処分場の十分な設置及び維持管理をするために必要な資金調達の裏付けを欠いていたというべきである。
- ・仮に何らかの方法でその調達ができたとしても、その後の事業運営や借入金返済に必要な費用を支出した場合に事業が適正に運営される基礎を欠いていたというべきである。
- ・すなわち、(株)エコテックの場合、財政面から、許可処分時点でおよそ処分場の設置及び適正な維持管理が困難であり、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高い状況にあったことが明らかである。
- ・そのような状況の下では、有害な物質が許容濃度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こす事故等が想定されるというべきである。
- ・したがって、(株)エコテックの経理的基礎は、本件許可処分時において、周辺住民である原告らが生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠く状態であるというべきである。

○その他

- ・Gによる1億8,000万円の増資計画については、このうち1億6,000万円はGの(株)エコテックに対する既存の貸付金の返済金を増資に係る株式の払込金に充当する計画としており、当該増資によっても借入予定の事業開始資金の額が変更されるものではないから、この増資を資金計画上格別考慮することはできない。

4 千葉県の上張について

(ア) 主張の内容

- ① 許可処分時(平成13年3月1日)にはLに対する18億5,000万円の借入に係る抵当権設定仮登記がなされておらず(登記の日は平成13年8月10日)、設置許可の申請書類からも見いだすことはできないから、これを理由に不許可とすることは不可能であり、許可処分自体の効力が失われるものではなく、職権による裁量取消が問題となるにすぎない。
- ② (株)エコテックは本件各被担保債務を支払う法的義務はないので、資金計画等にこれら抵当権の抹消費用が記載されずとも計画として不十分とはいえない。
- ③ 経理的基礎については、産業廃棄物処分業の許可の際に再度審査することになっており、千葉県が許可処分時に知り得なかった債務があった場合には、その時点で、その当時の資料を基に改めて判断することになるにすぎない。

(イ) 裁判所の判断

① 主張①に対して

経理的基礎を有するか否かについては、許可処分時点において、客観的に(株)エコテックが処分場を設置及び維持管理する経理的基礎を有していたか否かが問題になるというべきであるから、許可処分時点において(株)エコテックが収支計画に反映させるべき債務がある場合には、それが申請書類として提出されているか否かなど被告の知、不知に関わらず、経理的基礎の判断に用いるべき事情に当たると言うべきである。

仮にこの点はさておくとしても、資金の借入の確実性を裏付ける資料としての融資内諾証明書には融資先が処分場予定地に第1順位の抵当権を設定できることが条件とされていたのであるから、これが可能であるかどうかについても、千葉県として調査すべき義務があるというべきところ、この点の調査を十分行っていないことが明らかである。千葉県の主張はいずれにせよ採用することはできない。

② 主張②について

(株)エコテックが支払う法的義務の有無にかかわらず、各被担保債権額相当の金員は、事業開始資金として必要な金員であり、いかに調達するかによって事業の収支計画は著しく影響を受けるのであるから、(株)エコテックの経理的基礎を判断するための重要な審査事項にあたるというべきである。

千葉県の主張は採用することはできない。

③ 主張③について

本件は、自己資本をほとんど有さず、借入金によって事業開始資金を調達して、産業廃棄物処分業を行い、その収益をもって借入金の返済資金等の費用に当てる計画であるから、設置許可の段階において、処分場の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足りる資金計画及び収支計画を有しているか否かという観点から経理的基礎の要件を検討すべきものである。

この点は、後に処分業の許可の可否の審査の際に、経理的基礎を有することが要件と

なっているか否かとは別個の問題であり、その際に再審査が可能であるからといって、許可処分時において経理的基礎の要件審査を特に緩和することができるとする合理的根拠にはなり得ない。

千葉県的主張は採用することはできない。

千葉県の上張と地裁の判断

千葉県（被告）の上張	地裁の判断
<p>1 本県許可処分時にはLに対する18億5000万円の借入れに係る抵当権設定仮登記がなされておらず、設置許可の申請書類からも見いだすことはできないから、これを理由に不許可とすることは不可能であり、本件許可処分自体の効力が失われるものではなく、職権による裁量取消が問題となるにすぎない。</p>	<p>設置許可に係る経理的基礎を有するか否かは、本件許可処分時において、客観的に(株)エコテックが本件処分場を設置及び維持管理する経理的基礎を有していたか否かが問題になるというべきであるから、本件許可処分時において(株)エコテックが収支計画に反映させるべき債務がある場合には、それが申請書類として提出されているか否かなど被告の知不知に関わらず、経理的基礎の判断に用いるべき事情に当たると言うべきである。</p> <p>また、仮にこの点はさておくとしても、本件の場合、(株)エコテックは事業に必要な資金を借入れに依拠していたところ、その借入れの確実性を裏付ける資料としての融資内諾証明書には、<u>融資先が本件処分場予定地に第1順位の抵当権を設定できることが条件とされていたのであるから、これが可能であるかどうかについても、被告として調査すべき義務があるというべきところ、被告は、前記認定によれば、この点の調査を十分行っていないことが明らかである。そうすると、被告の1の点についての主張はいずれにせよ採用することはできない。</u></p>
<p>2 被告は、(株)エコテックは本件各被担保債務を支払う法的義務はないので、資金計画等にこれら抵当権の抹消費用が記載されずとも計画として不十分とはいえない</p>	<p>前記ウ判示のとおり、(株)エコテックが支払う法的義務の有無にかかわらず、本件被担保債権額相当の金員は、本件処分場の事業開始資金として必要な金員であり、これをいかに調達するかによって本件処分場での事業の収支計画での事業の収支計画は著しく影響を受けるのであるから、(株)エコテックの経理的基礎を判断するための重要な審査事項に当たると言うべきである。</p>
<p>3 経理的基礎については、産業廃棄物処分業の許可の際に再度、審査することになっており、被告が本件許可処分時に知り得なかった債務があった場合には、その時点で、その当時の資料を基に改めて判断することになるにすぎない</p>	<p>本件処分場の設置に係る資金計画及び収支計画は、(株)エコテックが自己資本をほとんど有さず、借入金によって事業開始資金を調達して、本件処分場での産業廃棄物処分業を行い、その収益をもって借入金の返済資金等の費用に当てる計画であるから、設置許可の段階において、最終処分場の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足る資金計画及び収支計画を有しているか否かという経理的基礎の要件を検討すべきものであり、この点は、その後産業廃棄物処分業の許可の可否の審査の際に、経理的基礎を有することが要件となっているか否かは別個の問題であり、その際に再審査が可能であるからといって、本件許可処分時において経理的基礎の要件の審査を特に緩和することができるとする合理的根拠にはなり得ない。</p> <p>よって被告の上張はいずれも採用できない。</p>

経理的基礎の法定化の歴史

